

第 9 回

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

日 時：平成 1 9 年 5 月 2 4 日（木）

午後 6：00～

場 所：庁舎北棟 6 階 第 2 2 会議室

次 第

開 会

1．部長挨拶

2．議 事

- （1）第 8 回策定委員会議事録概要版の確認
- （2）ごみ焼却施設等の整備計画概要について
- （3）ごみ焼却施設の候補地選定について
- （4）今後の開催日程について

閉 会

(事前配布資料一覧)

資料 1 6 第 8 回策定委員会開催概要及び議事録概要版

資料 1 7 ごみ焼却施設の候補地選定について（素案）

1. 狭域候補地区の選定

《策定委員会の開催概要》

・ 第 9 回策定委員会開催概要及び議事録概要版

第 9 回委員会	
資料 1 5	H19. 5. 24

1. ごみ焼却施設等の整備計画概要について

移転候補地の選定にあたっての基礎的な条件として、ごみ焼却施設の処理方式・施設の規模・施設建設に必要な概算の敷地面積等について検討する。

1) 処理方式の検討

(1) ごみ焼却施設

本市の一般廃棄物処理基本計画（平成 1 8 年 3 月）においては、循環型社会に対応した施設の整備を進めることとしており、既存焼却施設の移転にあたっては、エネルギー回収推進施設として環境負荷を低減する技術、資源と熱の効率的な回収と有効利用を行う技術を積極的に導入した施設を整備することとしている。

以下にエネルギー回収推進施設の例を示す。

処理方式の分類

ごみ処理方式は、焼却処理＋灰溶融方式、ガス化溶融方式及びガス化改質方式の大きく 3 つの方式に分類されます。

方 式	機 種	概 要
焼却処理＋灰溶融方式	ストーカ炉 ＋ 灰溶融炉	焼却炉はごみの移送と攪拌の機能を有する火格子床面と耐火物で覆われた炉壁からなり、燃焼用空気は火格子下部から供給される。投入されたごみは、乾燥・燃焼・後燃焼の過程を経た後、灰となって炉より排出される。灰は別に設けた溶融炉に供給して溶融する。
	流動床炉 ＋ 灰溶融炉	焼却炉は、塔状で炉下部に充填した砂を空気により流動させ流動層を形成する。投入されたごみは、加熱状態の流動砂と攪拌されて短時間に乾燥・着火・燃焼する。灰の大部分は燃焼ガスに随伴して集塵装置で捕集され、炉下部から引き抜かれた不燃物と共に、別に設けた溶融炉に供給して溶融する。
ガス化溶融方式	一体方式 直接溶融炉	ごみを製鉄用の溶鉱炉状の縦型炉上部から投入する。ごみは炉下部に下がるに従い、乾燥・燃焼・溶融の過程を経た後、不燃物は全て溶融状態で炉底部から排出される。ごみとともにコークスや石灰石を投入する機種、炉底部に高濃度酸素やLPGを吹き込む機種等いくつかのバリエーションがある。炉上部から出る熱分解ガスは、後段の燃焼室で燃焼する。
	分離方式 流動床式	流動床炉を直接加熱型熱分解炉として使用する。熱分解ガスに随伴した炭化物（チャー）と灰分は後段の旋回溶融炉で高温燃焼させて溶融する。金属類やガレキ等の不燃物は熱分解炉下部から排出される。ガレキ類を溶融する場合は粉砕が必要である。
	キルン式	横型の円筒を水平に対してわずかに傾斜させ、円筒の回転運動によって原料を攪拌・移動させる回転ドラムを用いて、ごみを熱分解炉として使用する。熱分解炉から排出される不燃物（ガレキ類と金属）・炭化物（チャー）は後段の溶融炉に供給し溶融する。溶融炉として旋回溶融炉を採用し熱分解ガスと、チャーと一緒に燃焼溶融する方式と、チャーを燃焼する表面溶融炉を採用してチャーと熱分解ガスを別々に燃焼する機種がある。前者で熱分解炉から排出されるガレキ類を溶融する場合は粉砕が必要である。
ガス化改質方式	ガス化改質式	プッシャーで圧縮されたごみは間接加熱型ガス化炉内を通過する際にガス化と炭化が行われ、ガス化炉と連結する縦型溶融炉（上部はガス改質ゾーン）に送られる。溶融炉下部に堆積する炭化物に高濃度酸素を吹き込み、一部燃焼・灰溶融・ガス化を行うとともに、溶融炉上部で熱分解ガスの改質が行われ大部分が水素、メタン、一酸化炭素等の低分子となる。改質ガスは水で急冷・生成して回収する。

表 1-1 従来型焼却技術・次世代型焼却技術

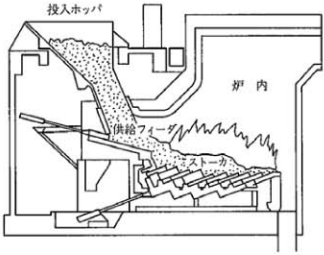
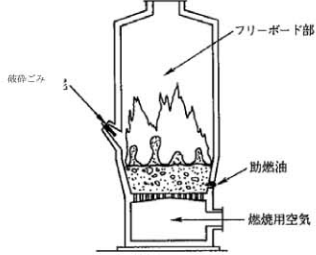
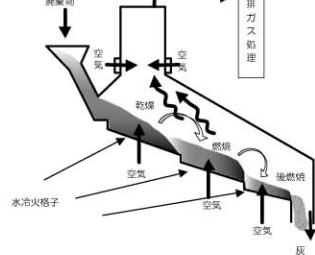
項 目	ストーカ方式	流動床方式	次世代型ストーカ方式（参考）
構 造			
原 理	焼却炉のごみを乾燥するための乾燥段、燃焼するための燃焼段、未燃分を完全に焼却する後燃焼段の3段となっている。 なお、機種によってストーカ段が2段階の焼却炉もあるが、基本的な機能は同じで、ごみを乾燥→燃焼→後燃焼のプロセスがとれる炉構造となっている。	炉内に流動媒体（流動砂）が入っており、この砂を 650℃～800℃に暖め、この砂を風圧（約 1,500～2,500mmH ₂ O）により流動化させる。高温で流動した炉内にごみを破碎した後に投入し、短時間で燃焼する。ごみの破碎サイズは炉の機種によって異なるが約 10～30cmくらいとする。	炉の両側壁から高温空気・排ガス混合気を高速で吹き込むことにより、ごみ層直上の空間によごみ領域（流れがせきとめられるため、火炎が吹き飛びにくい）を形成させ、ここに安定な拡散火炎を定在させ、燃焼の高度安定化を図る。
燃焼温度	約 800℃～950℃	約 800℃～1,000℃	約 1,000℃～1,100℃
排ガス量	空気とごみとの接触面積が小さいため、燃焼のための空気比は 1.6～2.5 となる。そのため、排ガス量が多くなる。	空気とごみとの接触面積が大きく燃焼効率が高いため、燃焼のための空気比は 1.5～2.0 程度で運転が可能となる。そのため、ストーカ方式より排ガス量がやや少ない。	空気比を通常の 1.8～1.9 から 1.4 まで下げることにより、排ガス量を現状ストーカ炉に比較して 25%から 30%まで減らすことが可能となる。
減 容 比	100t/24h、灰分 10%、重量比＝主灰 8：飛灰 2、ごみの見かけ比重 0.3t/m ³ 、主灰の見かけ比重 1.0t/m ³ 、飛灰の見かけ比重 0.9t/m ³ とした場合、最終処分される量は、ごみ 1 に対し、約 1/31 となる。最終処分率 3.2%程度。	100t/24h、灰分 10%、重量比＝炉下灰 4：飛灰 6、ごみの見かけ比重 0.3t/m ³ 、主灰の見かけ比重 1.0t/m ³ 、飛灰の見かけ比重 0.9t/m ³ とした場合、最終処分される量は、ごみ 1 に対し、約 1/26 となる。最終処分率 3.8%程度。 ※特別管理一般廃棄物である焼却飛灰の発生量が多い	従来型ストーカ炉と同等程度
減 量 比	100t/24h、灰分 10%、重量比＝主灰 8：飛灰 2 で約 1/10。	100t/24h、灰分 10%、重量比＝炉下灰 4：飛灰 6 で約 1/10。	従来型ストーカ炉と同等程度
適応規模	連続運転方式の場合、約 80t/日以上程度の規模が適正と考えられる。	ストーカ方式と同様。 近年は新規建設に着手した実績が無くなっている。	1 系列あたり 60t/日から 600t/日と幅広いごみ処理に対応が可能。
ごみの種類	プラスチックの混入は湿ベースで約 25%まで処理が可能。 汚泥類は高脱水・乾燥が必要。 補助燃料なしで処理できる低位発熱量は、約 900kcal/kg 以上。処理可能な上限のごみ発熱量は約 3,500kcal/kg。	プラスチックの混入は湿ベースで約 50%まで処理が可能。 汚泥類の処理に適する。 補助燃料なしで処理できる低位発熱量は、約 900kcal/kg 以上。処理可能な上限のごみ発熱量は約 5,000kcal/kg。	プラスチックの混入に対しては、高カロリーに対応した炉であるため、従来型ストーカ炉以上の量を扱うことが可能。 水冷火格子を用いることで高カロリーごみや一般廃棄物と産業廃棄物の混合焼却などにも対応可能。
前処理の必要性	ホッパーの入り口サイズ以下であれば問題なく、約 70 cm以下であれば処理が可能。	破碎により約 10 cm以下とすることが必要。	従来型ストーカ炉と同等程度
発 電	一般的に 100t/24h×2 基が必要とされる。 発電端効率 10%以上の施設が増えてきている。流動床方式に比べマス燃焼（長い時間をかけ燃焼が進行する）のため、蒸気量の変動が少なく、安定的な発電を行える。	150t/24h×2 基以上からのものが多い。 ストーカ方式と同等程度ではあるが、瞬時燃焼のため、蒸気変動が大きく制御が難しい。	発電端効率 25%以上可能。

表 1-2 灰溶融技術の概要

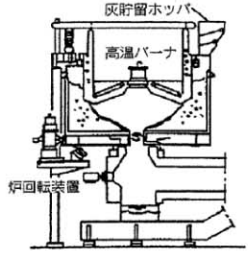
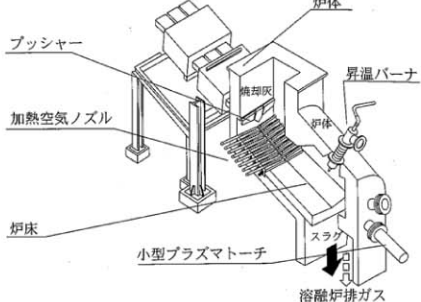
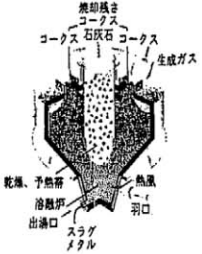
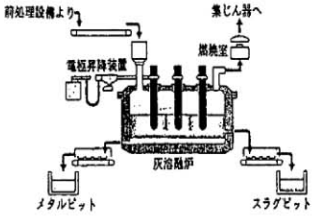
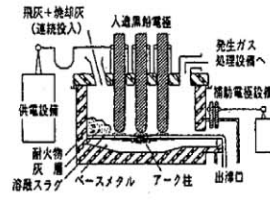
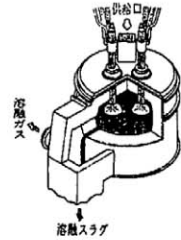
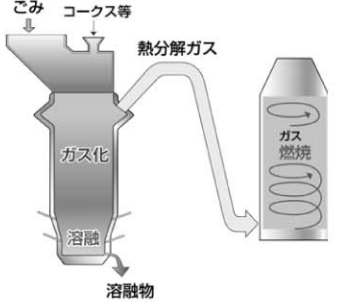
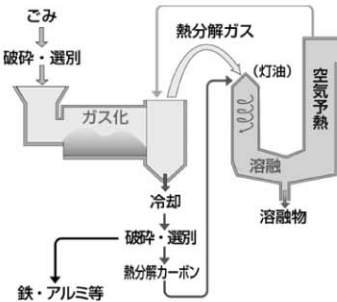
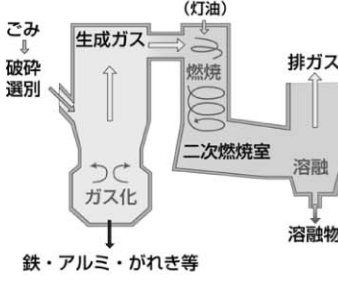
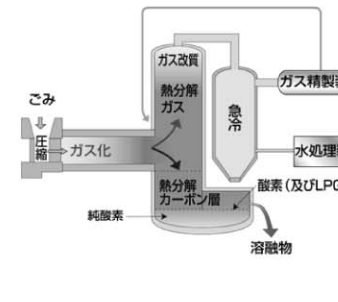
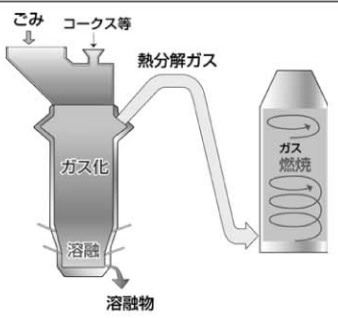
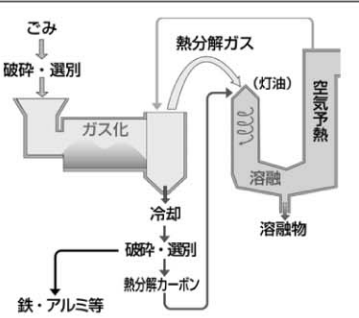
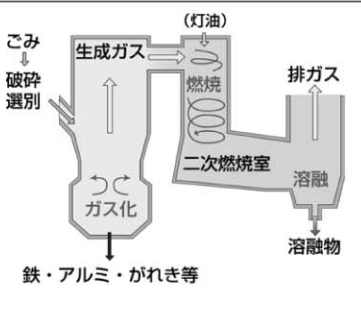
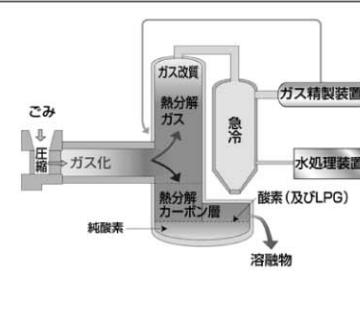
溶融固化方式	燃料式溶融炉		
	表面溶融炉	内部溶融炉	コークスベッド溶融炉
構 造 図			
概 要	灯油燃焼ガスの対流・輻射伝熱により、スリパチ状の灰表面を加熱、溶融、スラグは主燃焼室中央、回転床のスラグボードから流出する。	焼却炉の後燃焼ストーカの後に設置され、燃焼用空気を吹き込み残留炭素を含む灰を燃焼させ、自己溶融する方式。	炉中央部から灰、コークス、石灰石、また周辺部からコークスを装入する。灰はコークスの燃焼排ガスにより乾燥・予熱され、炉下部の赤熱コークスベッド層を通過する間に溶融・滴下する。
溶融固化方式	電気溶融炉		
	電気アーク炉	電気抵抗炉	プラズマ溶融炉
構 造 図			
概要	炉内に配した電極に3相交流電圧を印加し、焼却灰を介して3相の交流アーク放電を発生させる。このアーク (3,000~6,000℃) により焼却灰を溶融する。	炉内に設けた電極間に交流電圧をかけることにより、溶融状態になった灰そのものを電気抵抗体にして抵抗熱 (ジュール熱) を発生させ、その熱で灰を溶融する。	移送式のプラズマトーチにより、高温・高エネルギーのプラズマ流を発生させ、その熱により焼却灰を溶融する。

表 1-3 ガス化溶融・ガス改質技術の概要

	ガス化・溶融一体型		ガス化・溶融分離型		ガス回収型
	シャフト炉方式		キルン方式	流動床方式	ガス改質方式
構造図					
原理	高炉の原理を応用したごみの直接溶融技術で熱源としてコークスを使用する。図で示すように堅型シャフト炉の頂部から廃棄物、コークスおよび石灰石を投入する。 堅型シャフト炉内は乾燥帯、熱分解帯、燃焼・溶融帯に分かれ、乾燥帯で廃棄物中の水分が蒸発し、廃棄物の温度が上昇するにしが熱分解が起こり、可燃性ガスが発生する。 可燃性ガスは、炉頂部から排出されて燃焼室で二次燃焼される。 熱分解残さの灰分等はコークスが形成する燃焼・溶融帯に下降し、羽口から供給される純酸素により燃焼して溶融する。 最後に炉底より、スラグとメタルが排出される。 ※コークス式のほか、高濃度の酸素を用いる酸素方式、プラズマを用いるプラズマ方式がある。		廃棄物は破碎された後、熱分解ドラムに投入され約450℃の温度で熱分解される。熱分解ドラム内部には、加熱管が配置されて、廃棄物への熱供給とキルンの回転による攪拌の役割を果たしている。加熱管には、溶融炉の後段に配置された空気加熱器で熱回収された高温空気が供給されている。 可燃性ガスは、溶融炉に送られ、熱分解残さは熱分解ドラム下部から排出される。熱分解残さは冷却された後、振動ふるいと磁選機で熱分解カーボンと粗い成分である金属や不燃物に分離される。分離された熱分解カーボンは主として灰分と炭素分で、粉碎されたのち貯留され、空気搬送により溶融炉に送られる。溶融炉では、可燃性ガスと未燃固形物を高温燃焼させ、灰分を溶融しスラグ化する。	流動床を低酸素雰囲気中で 500～600℃の温度で運転し、廃棄物を部分燃焼させる。部分燃焼で得られた熱が媒体である砂によって廃棄物に供給され、熱を受けた廃棄物は熱分解して、可燃性のガスおよび未燃固形物等が得られる。可燃性のガスの一部は燃焼して熱源となる。大部分の可燃性のガスと未燃固形物等は、溶融炉に送られる。 溶融炉では、可燃性ガスと未燃固形物を高温燃焼させ、灰分を溶融しスラグ化する。 このシステムの特徴は、流動床内の直接加熱により、熱分解に必要な熱を供給するため、加熱用の空気を別途生成される必要がないことである。 また、流動床において廃棄物中の不燃物や金属を分離排出することができる。	ガス改質方式では、熱分解工程において熱分解ガスと熱分解カーボンが生成される。 生成された熱分解ガスは、高温もしくは高压高温状態で改質して回収される。その改質ガスは、タール分を含まないので精製ガスとして貯めることができ、そのため、貯留タンクで吸収できる、高効率のガスエンジンやガスタービンで発電をすることができる。 熱分解カーボンは、純酸素を用い溶融され、スラグ化される。 また、溶融飛灰は、混合塩、金属水酸化物、硫黄等に分離され、回収される。
溶融温度	約 1,800℃		約 1,300℃	約 1,300℃	約 1,600℃
排ガス量	低空気比運転が可能ことから従来型焼却技術に比べ、少なくなる。空気比 1.3 程度		低空気比運転が可能ことから従来型焼却技術に比べ、少なくなる。空気比 1.3 程度	低空気比運転が可能ことから従来型焼却技術に比べ、少なくなる。空気比 1.3 程度	低空気比運転が可能ことから従来型焼却技術に比べ、少なくなる。空気比 1.3 程度
減容比	スラグを処分した場合：最終処分される量はごみ 1 に対し 1/9 程度 (11.1%程度) となる。 スラグを再利用した場合、最終処分される量は、ごみ 1 に対し 1/33～25 (3～4%程度) となる。 (ごみ重量に対し、スラグ量 7%、飛灰量 4% (処理前 3%) として算出)		スラグを処分した場合：最終処分される量はごみ 1 に対し 1/9 程度 (11.1%程度) となる。 スラグを再利用した場合、最終処分される量は、ごみ 1 に対し 1/33～25 (3～4%程度) となる。 (ごみ重量に対し、スラグ量 7%、飛灰量 4% (処理前 3%) として算出)	スラグを処分した場合：最終処分される量はごみ 1 に対し 1/9 程度 (11.1%程度) となる。 スラグを再利用した場合、最終処分される量は、ごみ 1 に対し 1/33～25 (3～4%程度) となる。 (ごみ重量に対し、スラグ量 7%、飛灰量 4% (処理前 3%) として算出)	スラグを処分した場合：最終処分される量はごみ 1 に対し 1/9 程度 (11.1%程度) となる。 スラグを再利用した場合、最終処分される量は、ごみ 1 に対し 0 (0.0%) となる。 ※飛灰から塩、金属水酸化物、硫黄を回収し、再利用を行うことを前提とする。

	ガス化・溶融一体型	ガス化・溶融分離型		ガス回収型
	シャフト炉方式	キルン方式	流動床方式	ガス改質方式
構造図				
対応可能規模	1 炉あたり最大規模 200t/日	1 炉あたり最大規模 200t/日	1 炉あたり最大規模 140t/日	1 炉あたり最大規模 72t/日
自己熱 溶融限界	常に補助燃料としてコークスを利用。 酸素方式の場合：約 1,100kcal 以上	1,500kcal 程度	1,800kcal 程度	1,700kcal 程度
処理対象	立方体：800mm 以下程度 長尺物：800mm～1,000mm 以下程度 廃プラスチック類の混入は 50% 以上が可能。 金属類等の不燃物類は処理可能。 汚泥類の処理は可能。	立方体：150～200mm 以下程度 長尺物：150～500mm 以下程度 廃プラスチック類の混入は 20～30% 程度が可能。 基本的に可燃物のみを対象とし、金属類等の不燃物の混入はガス化工程において排出。 汚泥類の処理は可能。	立方体：200mm～400mm 以下程度 長尺物：200mm～400mm 以下程度 廃プラスチック類の混入は 30～40% 程度が可能。 基本的に可燃物のみを対象とし、金属類等の不燃物の混入はガス化工程において排出。 汚泥類の処理は可能。	立方体：700mm 以下程度 長尺物：700mm 以下程度（プレス困難な金属棒等は約 300mm 以下） 廃プラスチック類の混入は 40% 程度が可能。 金属類等の不燃物類は処理可能。 汚泥類の処理は可能。
発 電	コークスを使用する場合、ごみ処理量あたりの発電量は、他の方式に比べ高い。 コークス方式では自己消費電力が少ないが酸素発生用の P S A を使用すると多少大きくなる。 酸素方式やプラズマ方式は自己消費電力が大きい。 発電可能最小炉規模は 50～80t/日程度	放散熱量が多く、加熱空気の熱でガス化する間接加熱であることから、熱ロスが大きくボイラ効率が劣るため、ごみ処理量あたりの発電量は他方式に比べ低い。また、自己消費電力も多少多い。 発電可能最小炉規模は 30～100t/日程度	ごみ処理量あたりの発電量は、コークスを利用するシャフト炉方式、ガス改質方式に比べ低い（補助燃料を使わないことを前提）が、放散ロスが少なく、排ガス量が少ないことから、自己消費電力が少ないため、総合的なエネルギー効率はよい。 発電可能最小炉規模は 50～100t/日程度	ガス改質を行うため発電効率は高い。ただし、自己消費電力が高いため、十分に留意する必要がある。 発電可能最小炉規模は 50t/日程度

(2) 粗大ごみ・不燃ごみ破碎施設（リサイクルセンター）

粗大ごみ・不燃ごみ破碎施設の代替施設としては、現在、仮設の施設で運営している市内大安寺西の再生資源中間処理施設（缶、びん、ペットボトル）の機能を併せ持つリサイクルセンターとしての整備が考えられる。

一般廃棄物処理基本計画においては、資源物の中間処理について、仮設である再生資源中間処理保管施設の能力の増強等について検討することとしており、またさらにリサイクルセンターについては、ごみ減量・資源循環に関する啓発、体験学習等を行う市民の学習拠点としての整備を進めることとしている。

したがって、粗大ごみ・不燃ごみ破碎施設の代替施設については、現行施設と同様に粗大ごみ及び不燃ごみの破碎・選別機能を整備するとともに、併せてこれらの再生資源の選別・保管機能ならびに啓発・学習機能を備えた施設としてのリサイクルセンターの施設整備を検討する。

2) 施設規模の想定

敷地面積の設定にあたっての現段階での必要施設規模は、前項におけるリサイクルセンターでの受入品目を含め、以下のとおりと想定される。

施設規模の算定にあたっては、本市の一般廃棄物処理基本計画（平成18年3月）における将来ごみ量（対象年度：平成31年度）により、概算規模として算定した。

ごみ焼却施設 : 約 370～420 トン/24h

粗大ごみ・不燃ごみ破碎施設 : 約 50～70 トン/5h

3) 施設建設に必要な敷地面積

ごみ焼却施設及び粗大ごみ・不燃ごみ破碎施設は、破碎後の可燃物等を焼却又は熔融処理することから、現状と同様に同一敷地内に併設することが効率的となる。

破碎施設は、啓発機能を併せ持つリサイクルセンターとして整備することが考えられる。これは、啓発・学習等の目的から、広く市民の利用に供されるものであることから、施設への搬出入車両と、一般来場車両とは、車両動線を区別すべきものである。

また、本市の施設規模を踏まえると資源物や処分物の搬出入スペースの確保を考慮し、相当量のスペースの確保が必要であり施設周囲の各方位がクリアでかつ荷役等の作業スペースを確保できることが望ましい。

従って、環境清美工場の代替施設とリサイクルセンターを併設する場合にも、合棟とすべきではなく、概算の施設面積としては、以下に示す程度と想定される。

敷地面積の算定

単位：m²

	必要面積
ごみ焼却施設	23,000
リサイクルセンター	12,000
搬入道路	5,100
計量棟	1,000
緩衝帯（施設の周辺緑地帯 最低幅 W=10m）	13,000
調整池	4,000
小計	58,100
ごみ焼却施設の建替え用地	29,100
計	87,200
敷地造成による法面及び緩衝帯の余裕面積として 上記面積の10%を計上 (87,200×0.1)	8,720
合計	95,920 約 10 ㍻ _{ター}

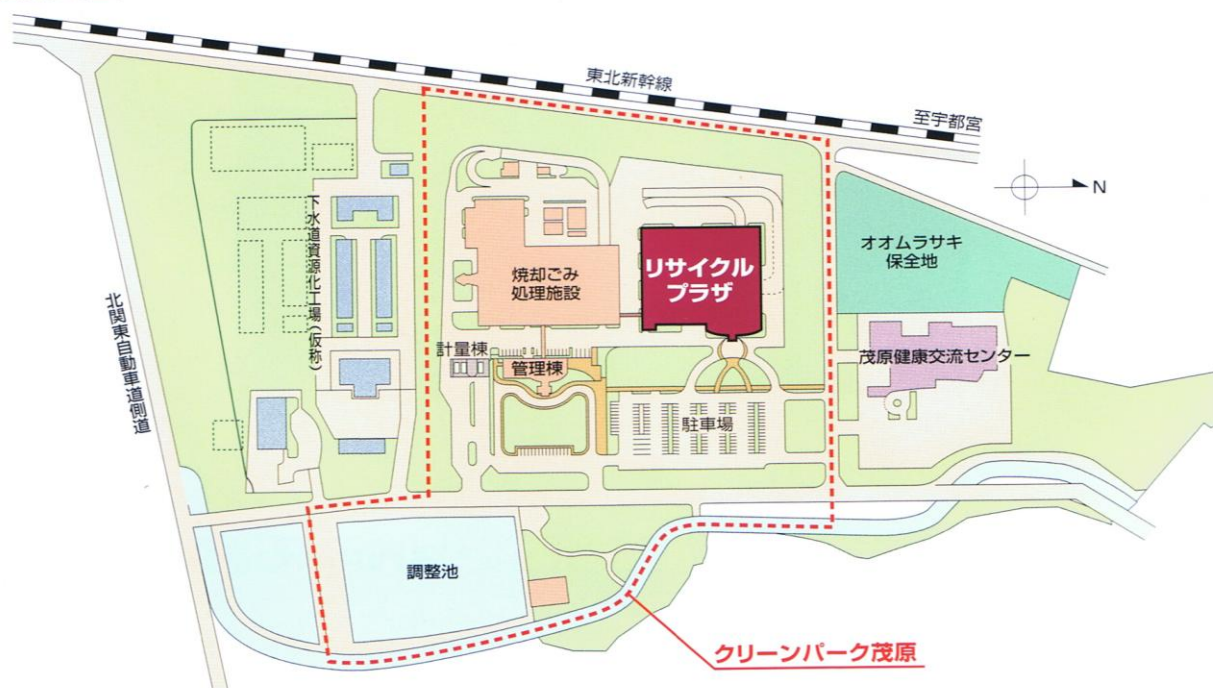
- ※ ごみ処理の継続性・安定性確保の観点から、敷地内における建て替えローテーションが容易となるごみ焼却施設の建替え用地として、ごみ焼却施設、搬入道路、計量棟等の関連施設の建設スペースとして1面分の用地(29,100 m²)を確保しておく。
- ※ リサイクルセンターの建て替え用地としては、建て替え建設時期をずらして、ごみ焼却施設の跡地に建設することにより、計上していません。また、車両基地の用地についても、計上していません。
- ※ 建替え用地の利活用としては、余熱利用施設等の地域還元施設のほか、災害時に発生する多量なごみの一時集積スペース、並びに祝祭日及び年末における市民の持ち込みごみのための車の仮設駐車場として利用することが考えられる。
- ※ 敷地形状は、最短の辺で140m（施設100m、周回道路10m×2、周辺緑地10m×2）必要となる。今回の敷地形状としては、長辺400m、短辺250mの長方形の敷地を仮定して試算。
- ※ 本試算は概略値であり、接続道路、敷地の形状・造成計画等により変動しうることがあります。

他都市の事例

クリーンパーク茂原の概況

施設名称	クリーンパーク茂原 焼却ごみ処理施設	
事業主体	宇都宮市（上三川町、石橋町との広域事業）	
所在地	栃木県宇都宮市茂原町 777 番地 1 ほか	
建物	管理棟：地上 3 階建て 工場等：地上 7 階建て	
炉形式	ストーカー炉+3 相アーク式灰溶融炉	
処理能力	焼却炉	130 t / 日 × 3 炉 = 390 t / 日
	灰溶融	40 t / 日 × 1 炉
	リサイクルプラザ	135 t / 5 h
事業費	約 223 億円(焼却施設)、約 43 億円(リサイクルプラザ)	
竣工年月	平成 13 年 3 月	
煙突高さ	80m	
啓発施設	学習・体験・情報コーナー、再生品展示コーナー 工作室、研修室等	
発電能力	定格出力：7,500kW	
余熱利用施設	茂原健康交流センター	

施設配置図

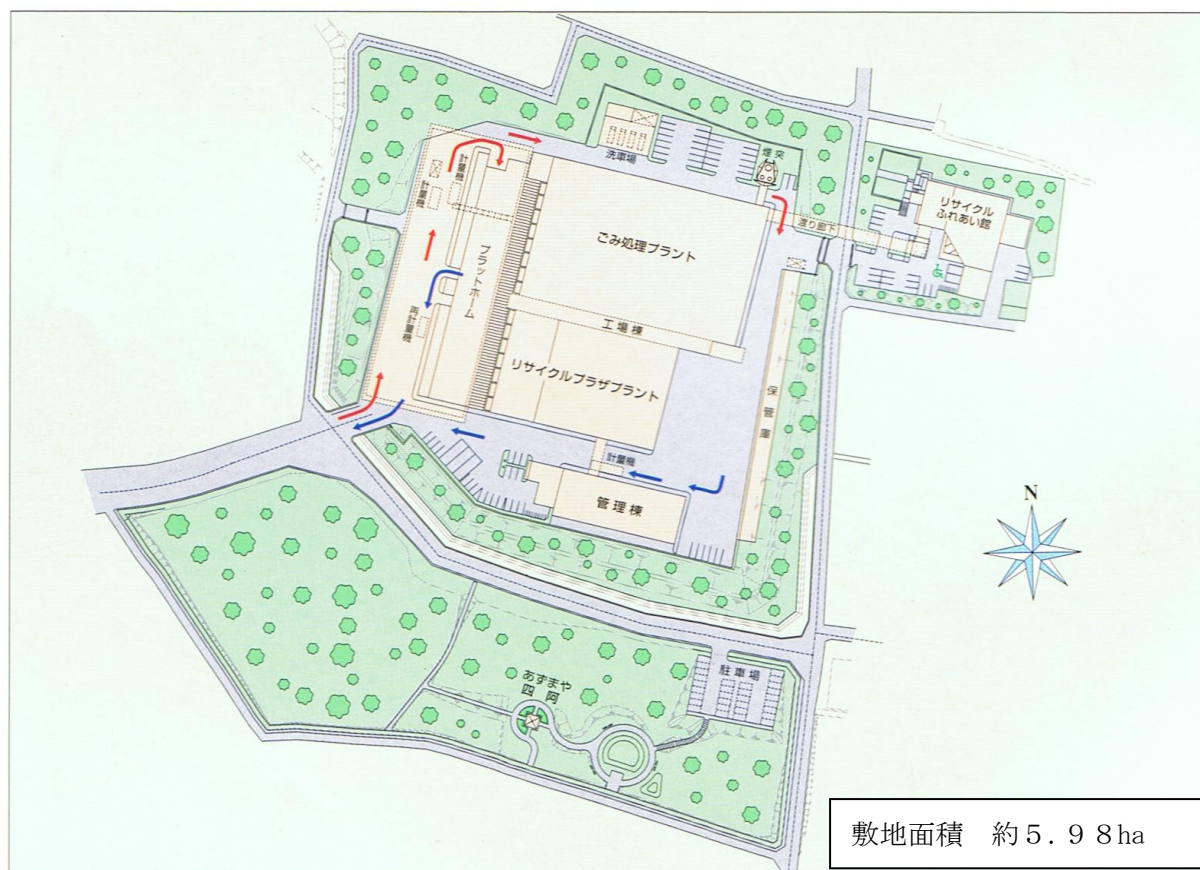


敷地面積 約 9.02 ha

東部クリーンセンターの概況

施 設 名 称		所沢市東部クリーンセンター
事 業 主 体		所沢市
所 在 地		埼玉県所沢市大字日比田 895 番地の 1
建 物		地下 2 階・地上 6 階建て
炉 形 式		ストーカー炉＋電気アーク式灰溶融炉
処 理 能 力	焼 却 炉	115 t / 日 × 2 炉 = 230 t / 日
	灰 溶 融	30 t / 日 × 2 炉 = 60 t / 日
	リサイクルプラザ	88 t / 5 h
事 業 費		約 90 億円 (焼却施設)、約 18 億円 (リサイクルプラザ)
竣 工 年 度		平成 14 年度
煙 突 高 さ		90m
啓 発 施 設		リサイクルふれあい館
発 電 能 力		2, 500KW × 2 基
そ の 他		新エネルギー施設 太陽光発電：3kW、風力発電：1kW 剪定木チップ化装置

配置図



平成17年度 ゴミ・再生資源搬入量

◎ ゴミ搬入量

1. 総搬入量		115,174.68 t
可燃ごみ	86.9%	100,054.09 t
不燃ごみ (大型・有害含む)	11.4%	13,070.12 t
埋立ごみ	1.8%	2,050.47 t
2. 1日平均 (4/1～3/31 365日間)		315.55 t
可燃ごみ		274.12 t
不燃ごみ (大型・有害含む)		35.81 t
埋立ごみ		5.62 t
3. 一人1日平均排出量		848 g
平成18年4月1日 人口	371,910 人	
4. 一世帯1日平均排出量		2,134 g
平成18年4月1日 世帯	147,888 世帯	

5. 家庭系事業系別ゴミ搬入量

(単位:t)

		平成16年度		平成17年度		前年度対比	
		搬入量	占有率	搬入量	占有率	増減量	増減率
家庭系	可燃	58,686.57	49.5%	56,446.49	49.0%	-2,240.08	-3.82%
	不燃	5,626.95	4.7%	6,511.84	5.7%	884.89	15.73%
	大型	3,660.23	3.1%	3,466.30	3.0%	-193.93	-5.30%
	埋立	1,921.20	1.6%	1,624.27	1.4%	-296.93	-15.46%
	有害	3.58	0.0%	7.06	0.0%	3.48	97.21%
	小計	69,898.53	58.9%	68,055.96	59.1%	-1,842.57	-2.64%
事業系	可燃	45,440.59	38.3%	43,607.60	37.9%	-1,832.99	-4.03%
	不燃	3,127.79	2.6%	3,084.92	2.6%	-42.87	-1.37%
	埋立	203.73	0.2%	426.20	0.4%	222.47	109.20%
	小計	48,772.11	41.1%	47,118.72	40.9%	-1,653.39	-3.39%
合 計		118,670.64	100.0%	115,174.68	100.0%	-3,495.96	-2.95%

※ 平成16年度搬入量には、旧月ヶ瀬村・旧都祁村分を含む

◎ 再生資源搬入量

(単位:t)

		平成16年度		平成17年度		前年度対比	
		搬入量	占有率	搬入量	占有率	増減量	増減率
空き缶		751.35	7.6%	698.32	7.1%	-53.03	-7.06%
ガラスびん		2,251.19	22.7%	2,146.11	21.9%	-105.08	-4.67%
ペットボトル		500.40	5.1%	483.02	4.9%	-17.38	-3.47%
紙パック		105.55	1.1%	106.97	1.1%	1.42	1.35%
その他プラスチック		6,298.09	63.6%	6,373.81	65.0%	75.72	1.20%
白色トレイ		1.05	0.0%	1.70	0.0%	0.65	61.90%
合 計		9,907.63	100.0%	9,809.93	100.0%	-97.70	-0.99%

※ 平成16年度搬入量には、旧月ヶ瀬村・旧都祁村分を含む

平成17年度 搬入運搬する廃棄物の量(実績)

単位:t

種類	市収集		許可業者	一般持込	計
	直営	委託			
燃やせるごみ	47,261.34	5,231.65	39,736.96	7,824.14	100,054.09
燃やせないごみ	2,706.95	441.84	2,221.49	4,226.48	9,596.76
大型ごみ	3,157.10	309.20			3,466.30
埋立ごみ	1,624.27			426.20	2,050.47
有害ごみ	7.06				7.06
小 計	54,756.72	5,982.69	41,958.45	12,476.82	115,174.68
その他プラスチック	5,797.99	511.12	64.70		6,373.81
再生資源					4,736.28
小 計					11,110.09
総 計					126,284.77

※ 再生資源の量には、新聞・雑誌・段ボール等の量を含む

人口	ごみ総排出量	1日平均排出量	市民1人1日当たり排出量
(人)	(t)	(t)	(g)
371,910	115,174.68	316	848

第9回委員会	
参考資料 2	H19. 5. 24

奈良市環境清美工場へのごみ搬入車両台数実績

単位: 台

平成17年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市直営	3,402	3,853	3,592	3,252	3,557	3,315	3,275	3,471	3,763	3,120	2,807	3,302	40,709
官公庁	376	463	461	502	502	501	537	484	460	290	266	467	5,309
清美公社	408	427	394	392	425	413	396	411	439	403	357	424	4,889
一般家庭	8,532	9,236	8,857	7,276	9,756	7,538	7,813	9,289	7,990	6,065	5,384	8,045	95,781
事業所	1,026	1,164	1,142	1,167	1,302	1,136	1,219	1,273	1,367	748	801	863	13,208
薬品原材料	24	24	22	18	22	15	22	20	24	21	20	20	252
搬出	227	221	222	188	221	190	178	244	244	214	214	230	2,593
許可業者	2,593	2,559	2,561	2,522	2,721	2,561	2,549	2,488	2,823	2,352	2,292	2,633	30,654
合計	16,588	17,947	17,251	15,317	18,506	15,669	15,989	17,680	17,110	13,213	12,141	15,984	193,395
搬入日数	21	22	22	21	23	22	21	22	23	20	21	23	261
1日当たり台数	790	816	784	729	805	712	761	804	744	661	578	695	741

※ 資料は環境清美工場計量データより集計

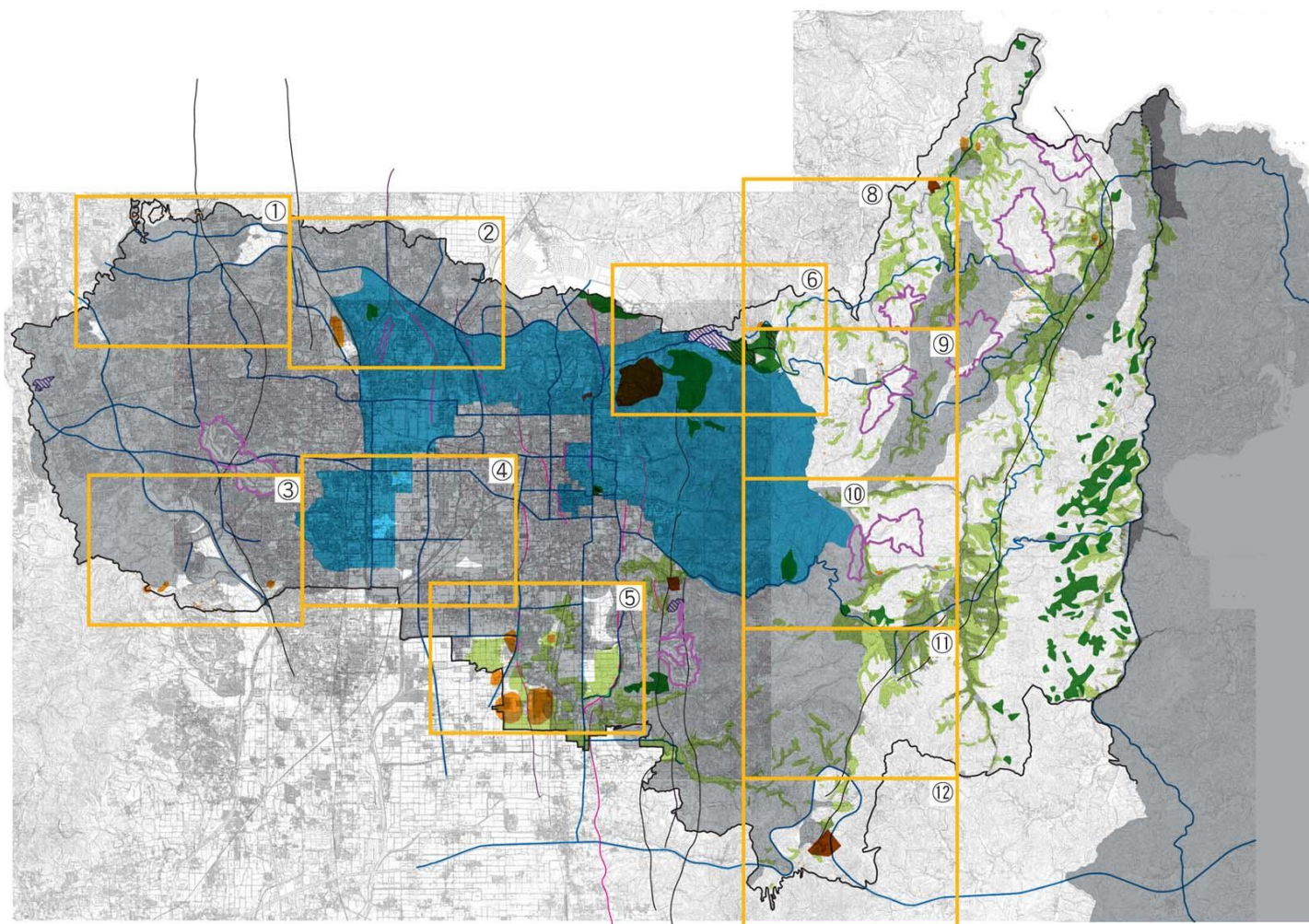
単位: 台/日

17年度	ゴールデンウィーク	お盆	年末	祝日 (GW除く)
車両台数	1,300	668	1,467	1,510

ごみ焼却施設の候補地選定について（素案）

1. 狭域候補地区の選定

狭域候補地区割図



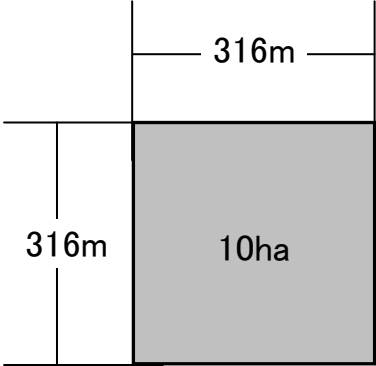
狭域候補地区選定マップ（案）の図面作成要領

- 1) 図面の縮尺を 1/10,000 で作成
- 2) 作成要領

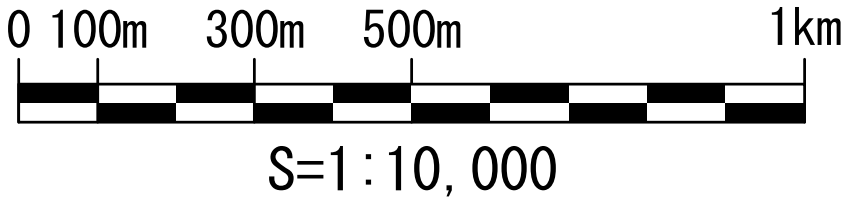
凡 例	
	広域候補地の選定マップにおける除外範囲 〔第6回策定委員会資料「広域候補地の選定マップ（案）（図面6）」を参照〕
	①300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	②自然環境を保全するための、自然公園地域、風致地区内、環境保全地区等
	③10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	④他の施設が立地（住宅、寺社、工場等が点在している）する 10ha 以上の空地
	世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域
	文化財
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩落危険区域
	農業振興地域界の農振農用地
	保安林
	活断層
	国道、県道、都市計画道路等の2車線以上の道路で、かつ、大型車両が通行可能な道路
	上記の道路より 500mの範囲
	ゴルフ場
	急傾斜地（傾斜地の勾配がおおむね1：2以上の急勾配の範囲）
	住宅地群（候補地から300mの範囲）
	候補地区域の拡大可能な範囲

注）土地利用関係における規制等の詳細については、それぞれの担当行政機関にお問い合わせ願います。

- 3) 10ha の空地面積のイメージ
縮尺 1/10,000 の地図では、右の区域の広さが、10ha の面積となります。



- 4) 距離の表示



狭域候補地区の調査リスト表 [地図番号①]

①-1	東側	市境界線
	西側	市境界線
	南側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	北側	市境界線
①-2	東側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	西側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） - 活断層
	南側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地 - 道路界（都市計画道路）
	北側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界（都市計画道路）
①-3	東側	- 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地 - 道路界（都市計画道路、富雄川）
	西側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	北側	他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地

	空地面積	空地の現況	区域の拡大について調査
①-1	10.76ha	- 空地の中央部を京阪奈線が横断している。 - 学研奈良登美ヶ丘駅の車両基地がある。 - 大部分が傾斜地であり、また敷地形状がよくない。	不可能
①-2	36.04ha	- 住宅地開発としての土地利用が進みつつある。 - 用途地域として、第1種低層住居専用地域に指定されている。	不可能
①-3	6.59ha	10ha の空地が確保できない。 - 南側に既存の住宅地が点在している。	不可能

①

①—1

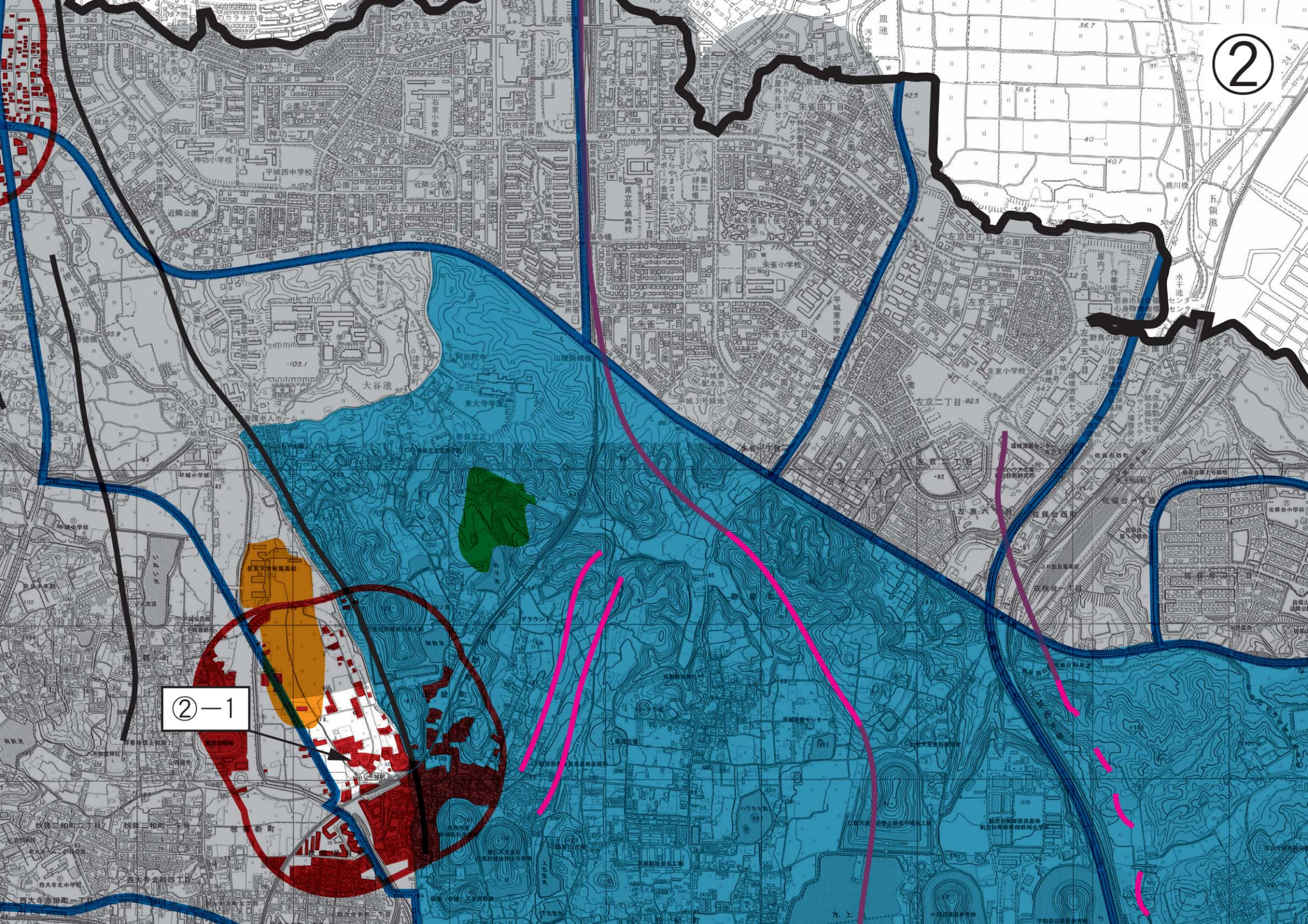
①—2

①—3

狭域候補地区の調査リスト表 [地図番号②]

②-1	東側	- 世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域 - 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 - 活断層
	西側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 文化財 - 道路界（都市計画道路）
	南側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 鉄道界
	北側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） - 文化財

	空地面積	空地の現況	区域の拡大について調査
②-1	7. 74 ha	10ha の空地が確保できない。 - 南側に平城駅があり、将来は、駅前地域としての土地利用が想定される。 - 西側は道路界（都市計画道路、セパレート方式）で西側車線のみ整備済み。東側は未整備。 - 道路を考慮すると空地面積はさらに少なくなる。 - 空地内に既存の住宅地が多数立地している。	不可能 【都市計画道路西側に空地（約4.3ha）があるものの、中央部に都市計画決定された道路あり。】



狭域候補地区の調査リスト表 [地図番号③]

③-1	東側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	西側	他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地
	南側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	北側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
③-2	東側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界 - 河川界（富雄川）
	西側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界
	北側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界（第二阪奈道路）
③-3	東側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	西側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界 - 河川界（富雄川）
	南側	市境界線
	北側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 文化財
	◆ 北側に区域の拡大可能	
③-4	東側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界 - 河川界（富雄川）
	西側	- 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 - 文化財
	南側	- 市境界線 - 文化財
	北側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 文化財 - 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） - 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
	空地内	文化財
	◆ 北側に区域の拡大可能	

	空地面積	空地の現況	区域の拡大について調査
③-1	1. 56ha	・ 10ha の空地が確保できない。	不可能
③-2	13. 43ha		不可能
③-3	12. 80ha	・ 空地の東側が傾斜地であり、大規模な造成が必要。また、空地形状から整備に制約が生じる。	北側に区域の拡大可能 拡大面積 23.0ha (空地面積の合計 35.8ha)
③-4	84. 92ha	・ 南側に既存の住宅地が点在している。	北側に区域の拡大可能 拡大面積 26.2ha (空地面積の合計 111.12ha)

③

③—1

③—2

③—3

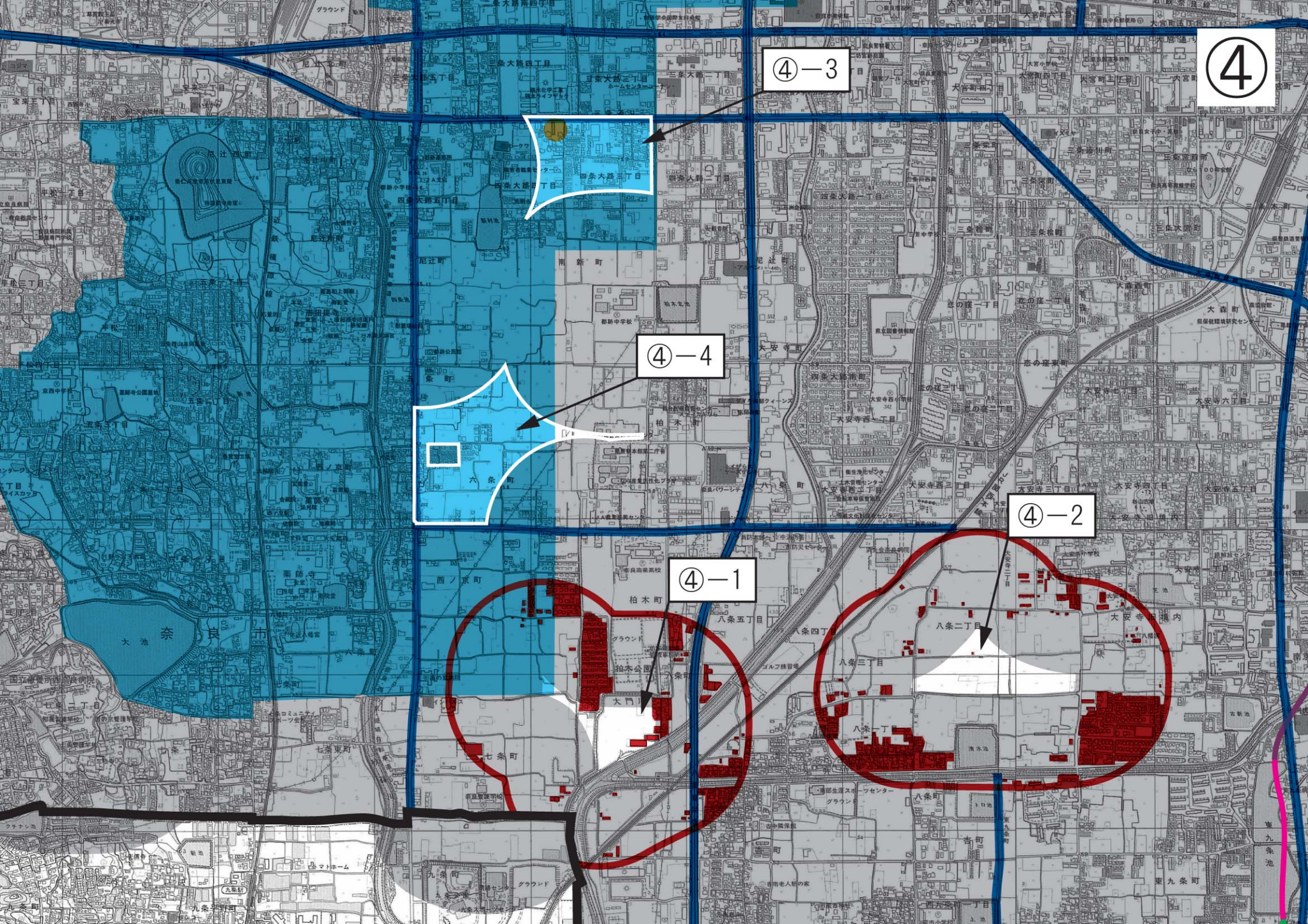
③—4

狭域候補地区の調査リスト表 [地図番号④]

④-1	東側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	西側	● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	南側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ● 河川界
	北側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 ● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
④-2	東側	● 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地
	西側	● 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	● 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地
	北側	● 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）

④-3、④-4 の区域については、ほぼ全域が世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域であることから、除外区域として整理しました。

	空地面積	空地の現況	区域の拡大について調査
④-1	3. 9 3 ha	1 0 ha の空地が確保できない。	不可能
④-2	5. 8 1 ha	1 0 ha の空地が確保できない。	不可能



④-3

④

④-4

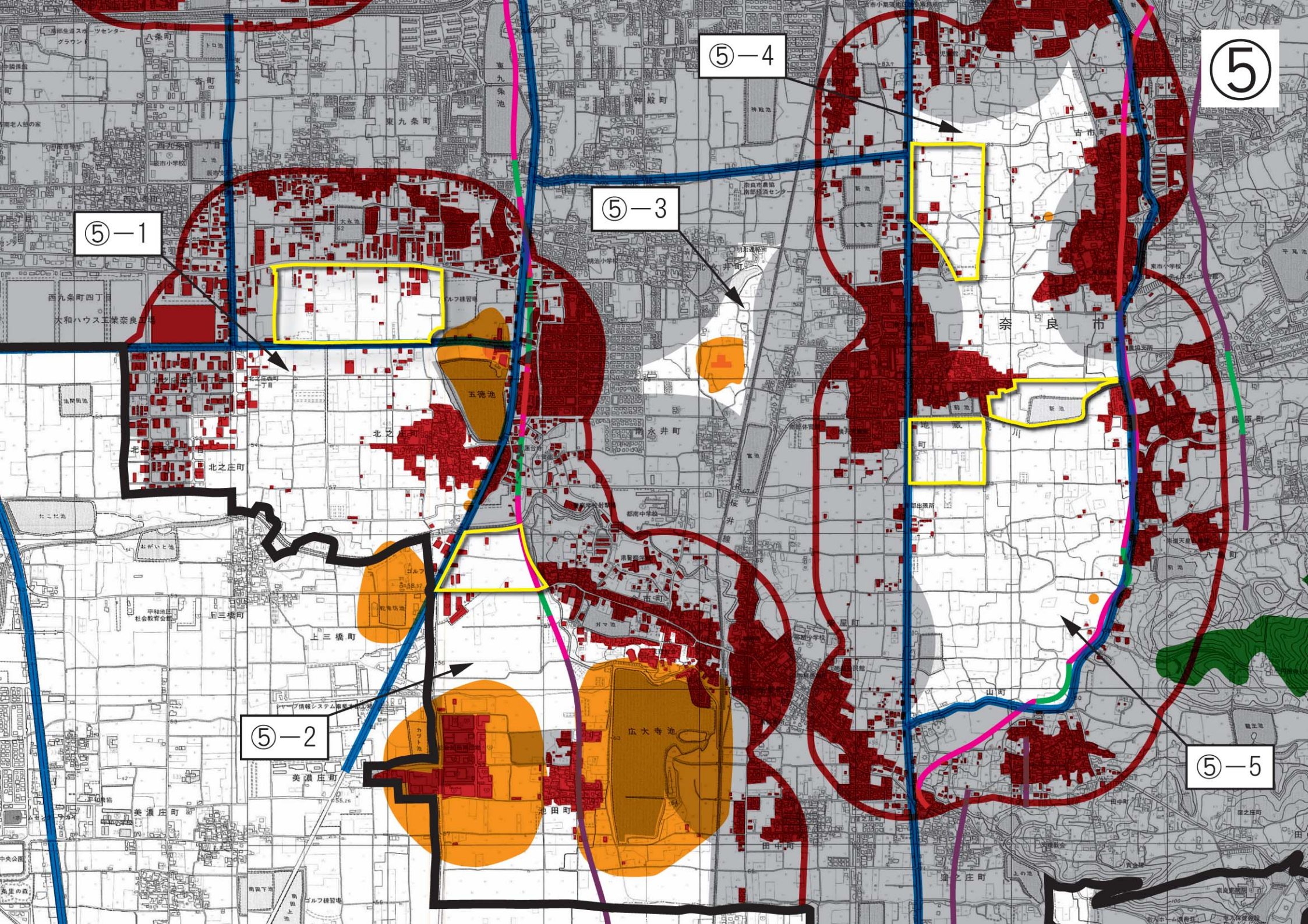
④-2

④-1

狭域候補地区の調査リスト表 [地図番号⑤]

⑤-1	東側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界 - 文化財
	西側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	市境界線
	北側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界（都市計画道路）
	◆ 北側に区域の拡大可能	
⑤-2	東側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	西側	- 市境界線 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	市境界線
	北側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	空地内	文化財
	◆ 北側に区域の拡大可能	
⑤-3	東側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 鉄道界 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	西側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	南側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	北側	他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する 10ha 以上の空地
	空地内	文化財
⑤-4	東側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 文化財
	西側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界（都市計画道路）
	南側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く） 10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	北側	300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	◆ 西側・南側に区域の拡大可能	
⑤-5	東側	- 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 - 活断層 - 文化財
	西側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 道路界 300m 以内の学校、幼稚園、保育園及び病院等の条件（住宅地群を除く）
	南側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域 - 活断層
	北側	10ha 以上の空地が確保出来ない区域
	◆ 北西側の角地に区域の拡大可能	

	空地面積	空地の現況	区域の拡大について調査
⑤-1	48.46ha	・東側に既存の住宅地が密集している。	北側に区域の拡大可能 拡大面積 13.4ha (空地面積の合計 61.86ha)
⑤'-1	4.79ha	・10haの空地が確保できない。 ・住宅地が密集している。	
⑤-2	34.03ha	・文化財が広範囲にわたっており、大部分がこれと農振農用地で占められている。	北側に区域の拡大可能 拡大面積 5.2ha (空地面積の合計 39.23ha)
⑤-3	7.60ha	・10haの空地が確保できない。 ・中心に文化財があり、用地確保が困難である。	不可能
⑤-4	30.92ha		西側・南側に区域の拡大可能 拡大面積 7.8+3.8=11.6ha (空地面積の合計 42.54ha)
⑤-5	54.44ha		北西側の角地に区域の拡大可能 拡大面積 4.9ha (空地面積の合計 59.34ha)
⑤'-5	9.49ha	・10haの空地が確保できない。 ただし、平地であり配置の工夫により対応可能と考えられる。	



⑤-4

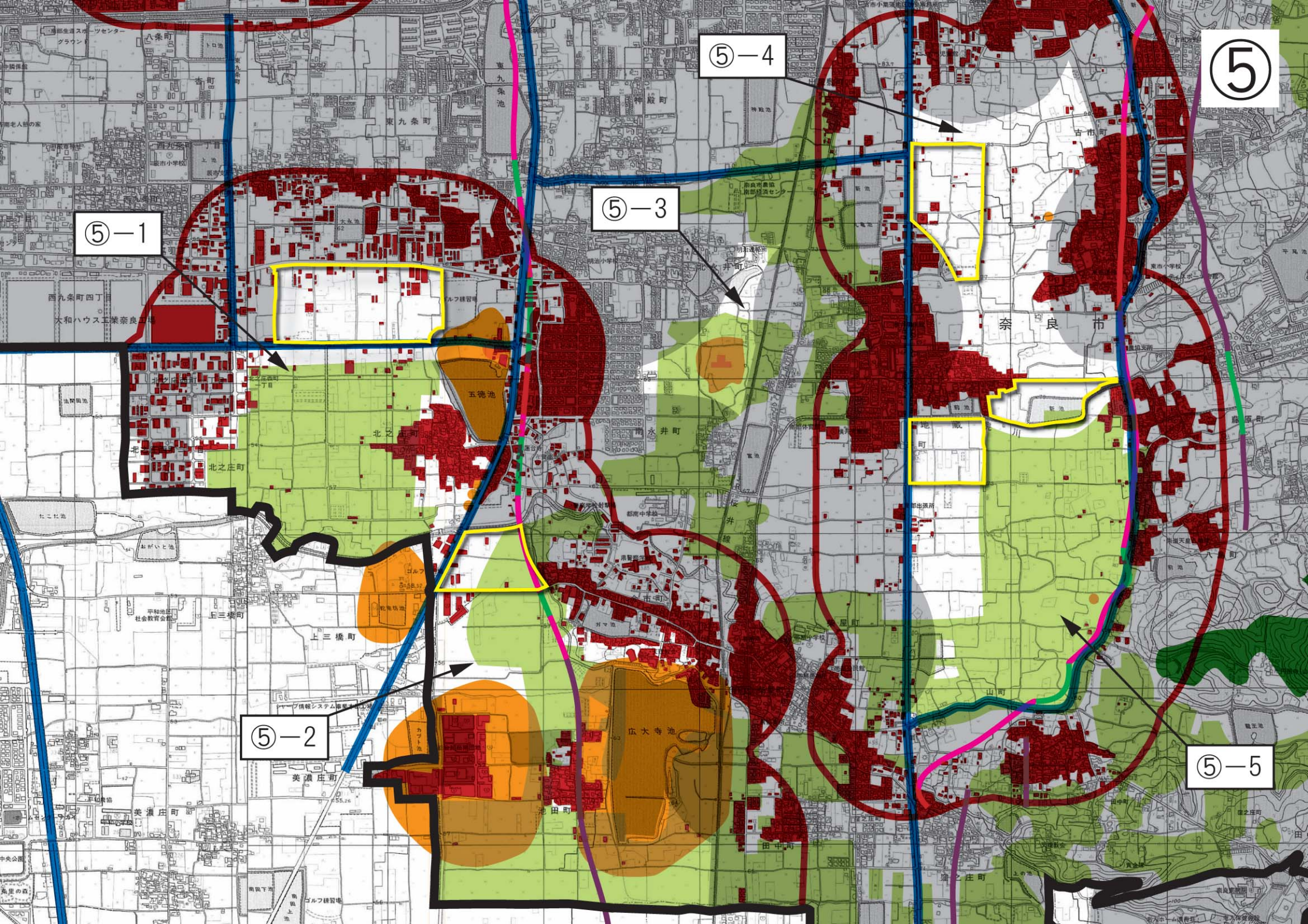
⑤

⑤-3

⑤-1

⑤-2

⑤-5



狭域候補地区の調査リスト表〔地図番号⑥～⑫〕

地図⑥ （公有地、農振農用地、保安林、文化財、道路より500mの範囲、急傾斜地を含む）

東側	別紙区域図⑧⑨参照
西側	- 世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域 - 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
南側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
北側	市境界線
空地内	農振農用地、保安林、文化財
	市・公社の保有地

空地面積： ⑥ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。

地図⑧ （農振農用地、地すべり防止区域、保安林、ゴルフ場、文化財、道路より500mの範囲、急傾斜地を含む）

東側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
西側	
南側	
北側	市境界線
空地内	- 農振農用地 - 地すべり防止区域 - 保安林 - 文化財 - ゴルフ場

空地面積： ⑧ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。

地図⑨ （公有地、農振農用地、保安林、ゴルフ場、文化財、道路より500mの範囲、急傾斜地を含む）

東側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
西側	- 世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域 - 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
南側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
北側	
空地内	- 農振農用地、保安林 - 文化財 - ゴルフ場

空地面積： ⑨ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。

地図⑩

(農振農用地、保安林、ゴルフ場、文化財、道路より500mの範囲を含む)

東側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
西側	- 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 - 文化財
南側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
北側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
空地内	農振農用地、保安林、文化財、ゴルフ場

空地面積： ⑩ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。

地図⑪ (農振農用地、文化財、道路より500mの範囲、急傾斜地を含む)

東側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
西側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
南側	市境界線
北側	- 自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等 - 他の施設が立地(住宅、寺社、工場等が点在している)する10ha以上の空地
空地内	- 活断層 - 文化財 - 農振農用地

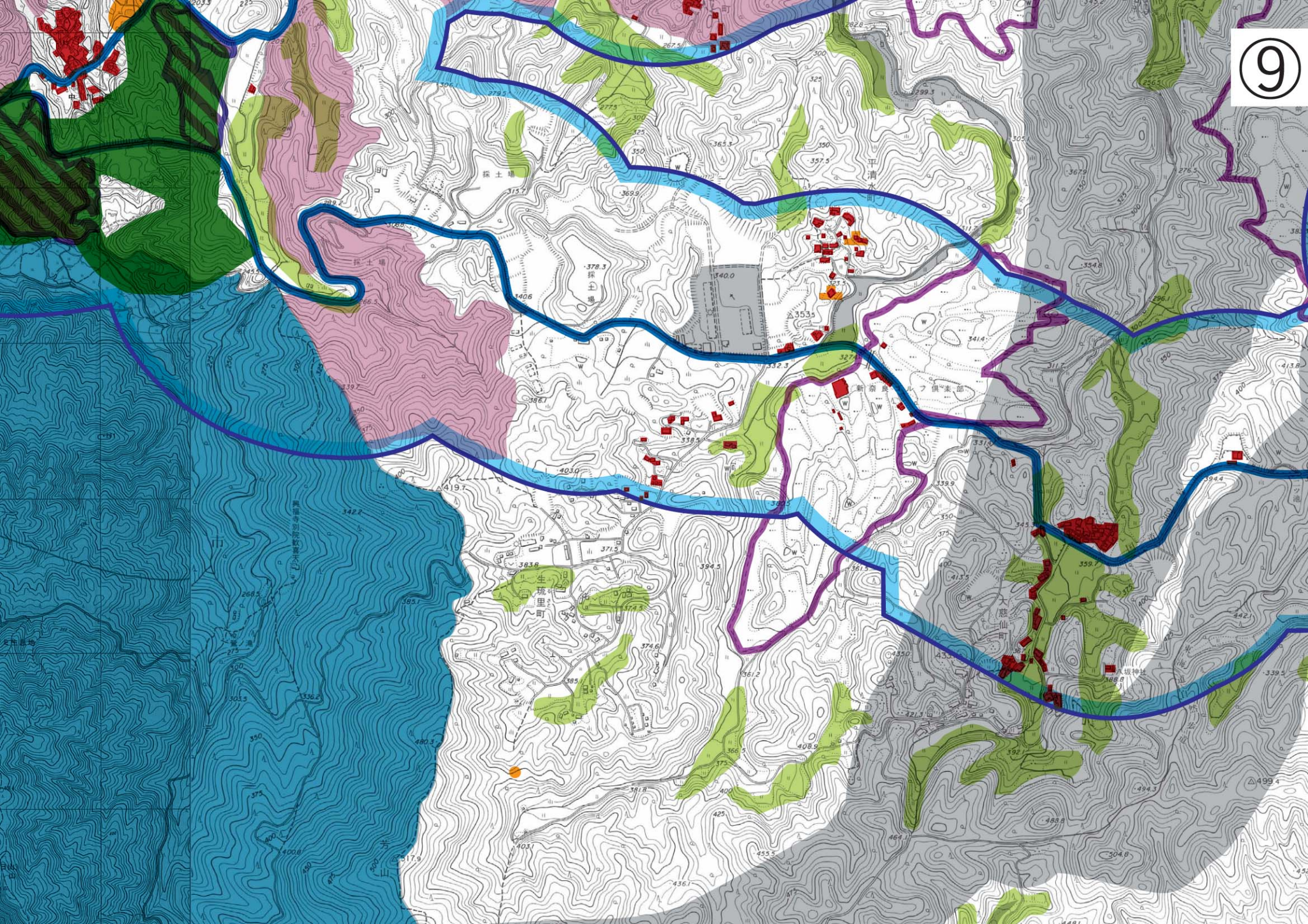
空地面積： ⑪ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。

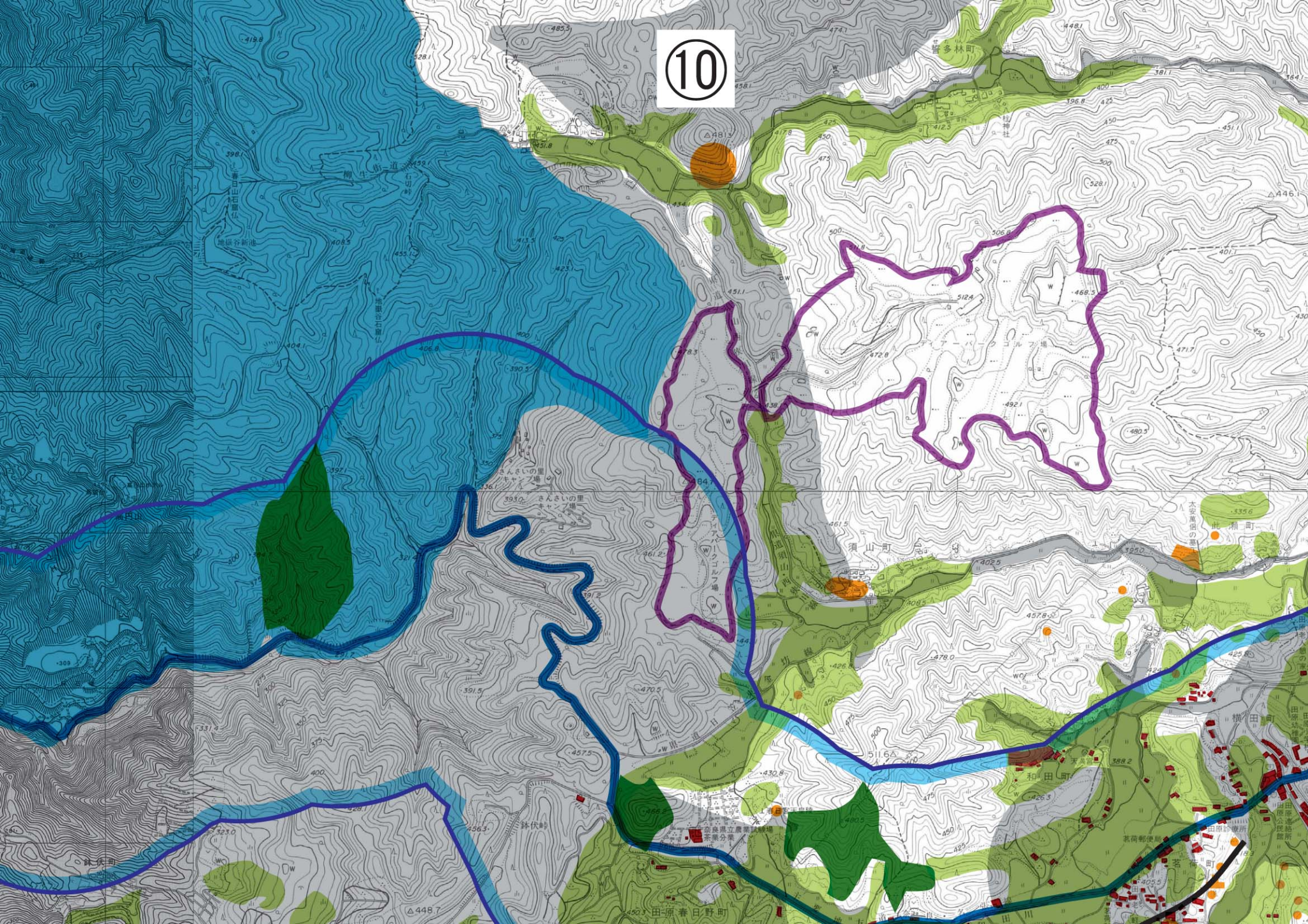
地図⑫ (農振農用地、地すべり防止区域、文化財、道路より500mの範囲、急傾斜地を含む)

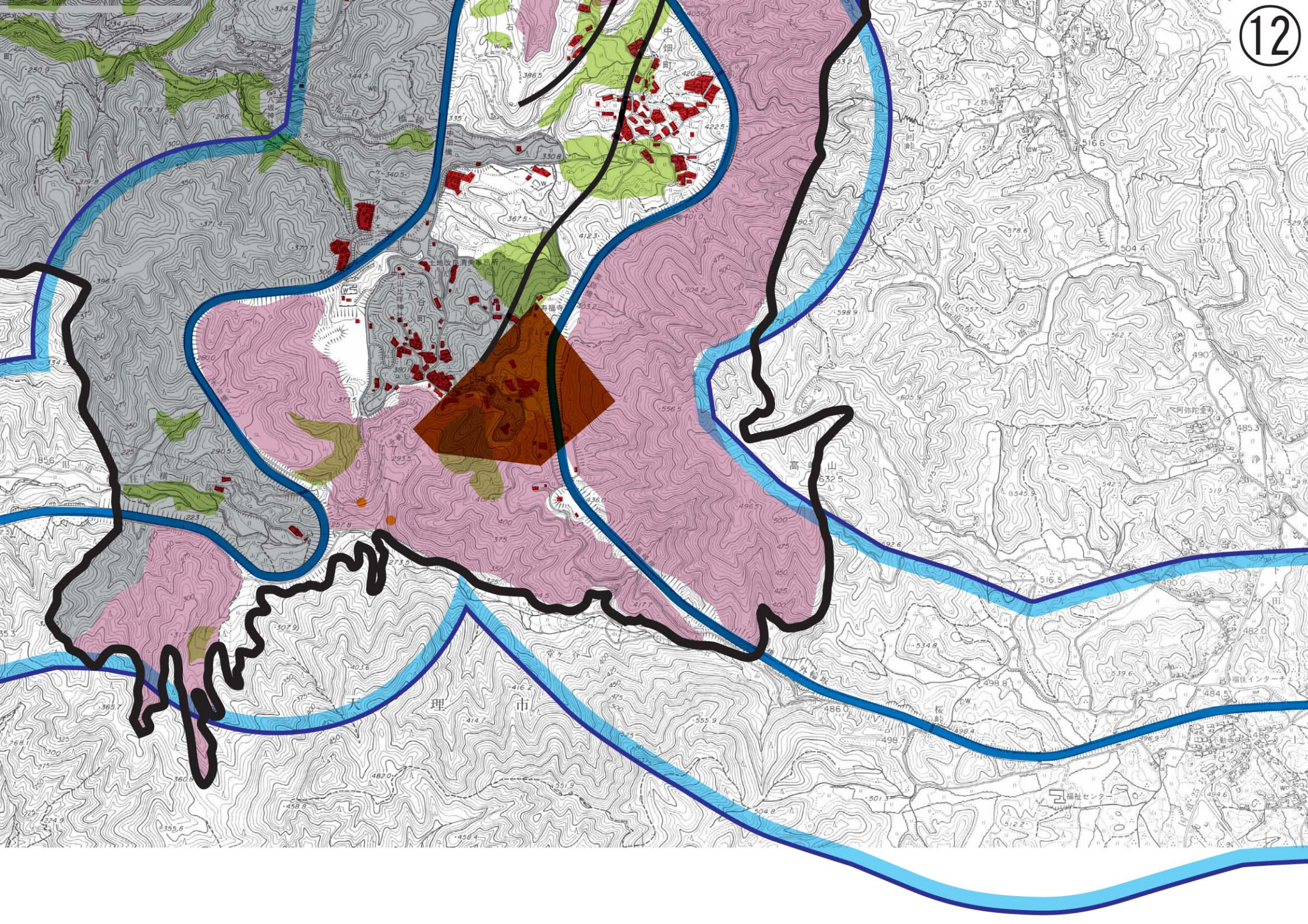
東側	市境界線
西側	自然環境を保全するための、自然公園、風致地区内、環境保全地区等
南側	市境界線
北側	
空地内	- 地すべり防止区域 - 農振農用地 - 活断層 - 文化財

空地面積： ⑫ 10ha 以上の確保が十分に可能。ただし、大部分が傾斜地であり、整備にあたっての造成を要する。

This is a detailed topographic map of the Katsuragi area in Nara Prefecture, Japan. The map features contour lines indicating elevation, with peaks reaching over 300 meters. The Katsuragi River is shown flowing through the region, with several tributaries. Key locations include Katsuragi Town (加茂町), Katsuragi River (加茂川), and Katsuragi Dam (加茂川ダム). The map also shows various smaller settlements, roads, and geographical features like hills and valleys. A large black circle with the number 8 is prominently displayed in the upper right corner.







第 9 回委員会	
開催概要	H19.5.24

第 9 回策定委員会開催概要及び議事録概要版

件 名		第 9 回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会
日 時		平成19年 5 月24日（木） 18：00～20：25
場 所		奈良市庁舎北棟 6 階 第22会議室
出席者	委 員	岡本志郎、片山信行、木内喜久子、郡 嵩孝、國領弘治、阪本昌彦、佐藤真理、田中啓義、田中幹夫、坊 忠一、三浦教次、森住明弘、安田美紗子、山口裕司、吉岡正志、吉田隆一、四元信義、渡邊信久
	事務局	大福次長、竹本課長、堀内工場長、仲課長、吉住主幹、松本補佐、田中補佐、平木主任、深村主任
	コンサル	館田剛志、大木雄介、下村由次郎
記録作成者		奈良市施設課
配布資料		資料16 第 8 回策定委員会開催概要及び議事録概要版 資料17 ごみ焼却施設の候補地選定について（素案） 1．狭域候補地区の選定
会 議 内 容		
1．部長挨拶 2．議 事 (1) 第 8 回策定委員会議事録概要版の確認 (2) ごみ焼却施設等の整備計画概要について (3) ごみ焼却施設の候補地選定について (4) 今後の開催日程について 閉 会		

	意見要約内容
事務局(田中)	● 先日実施させて頂きました移転候補地の確認会には多数の委員さんにご参加を頂きありがとうございました。当委員会の竹内寛委員が、4月22日付で右京地区自治連合会長を退任され奈良市自治連合会より、朱雀地区自治連合会長の四元信義様をご推薦頂き、当委員会の委員としてお迎えすることになりました。それから、前迫委員が、この4月から大阪産業大学の教授に就任されておられます。 本日は奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会の第9回目の会合でございます。今井委員さん元島委員さんにおかれましては、本日所用のため欠席される旨、ご連絡頂いております。環境清美部長の豊田でございますが、本日出張のため欠席させて頂いております。
大福次長	1. 部長挨拶。
事務局(田中)	● 本日の出席状況でございますが、委員総数21名の内、現在のところ16名の委員さんにご出席頂いており、委員会は成立致していることをご報告申し上げます。
郡寫委員長	2. 議事 (1)「第8回策定委員会議事録概要版の確認」 ● 第9回の奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会を開催させて頂きたいと思います。
事務局(松本)	● 「資料確認。」
郡寫委員長	● 議事次第の1の第8回の策定委員会の議事録概要版について、事務局の方にか訂正箇所についてご意見等参ってますでしょうか。
事務局(田中)	● 現在のところ特に頂いておりません。
郡寫委員長	● なければ、承認させて頂いたものとさせて頂きます。
事務局(吉住)	(2) ごみ焼却施設等の整備計画概要について説明(資料15) ● 前回説明できませんでした資料15番ごみ焼却施設等の整備計画概要についてご説明させて頂きます。 1) 処理方式の検討 2) 施設規模の想定 3) 施設建設に必要な敷地面積 参考資料1 平成17年度ごみ・再生資源搬入量 参考資料2 平成17年度の奈良市環境清美工場へのごみ搬入車両台数実績
佐藤委員	● 参考資料の2ですが、市直営というのと清美公社とあるのとどう違うのかを教えてくださいたいのと、事業所1,026、許可業者2,593とかあるんですが、

事務局(吉住)	その関連、教えて頂けたらと思います。 ● 市直営は一般家庭のごみを集めており、清美公社につきましては、都祁、月ヶ瀬、東部地区を委託させて頂いてます。それと一部中高層のマンションの一部、清美公社に委託しております、事業所は基本的に一般家庭のごみではなく、事業系ごみで搬入されてる車で台数をカウントさせて頂いております。許可業者につきましては、奈良市の中では約 46 社位が許可を受けて、ごみを清掃工場へ搬入されてる持ち込み台数が 1 月 2,593 台となっております。
渡邊委員	● 今の佐藤委員の同じ参考資料の部分に関する質問です。一般家庭の台数が市の直営の倍以上なんですけども、この数字はとても大きいように感じます。37 人の内 1 人が毎月ごみをごみ焼炉に持って行っているというものすごい数だと思う、どのような理由でこのようなことになるのでしょうか。
事務局(堀内)	● 昔はこんなにたくさん一般家庭の車は清掃工場に搬入されることはなかったです。特に大型ごみのリクエスト等、分別指導等の煩わしさから一般市民の方が、直接工場へ持っていった方が安易に楽に取ってもらえるだろうという考え方から一般持込が急増致しております。
渡邊委員	● 本題ではありませんけれども、ごみ焼炉が建つ所の周辺住民、私がそこで反対運動をするとすれば、車がいっぱい来る、交通安全上の問題があるということで、これを野放図にこのまま放っておくというのは、あまりよくないのではないかと思います。これ以上の説明を求めるつもりはありませんけれども、気になっていることだけをコメントしたいと思います。
郡寫委員長	● これは我々のここの問題ではございませんので、一応渡邊委員のご意見に対して留意をしておくという形で処理させて頂きたいと思います。ご説明頂きましたものについて、今後どういう焼却施設を整備をしていくかということの参考で、今後これが精査された形で使われていくものと思います。
事務局(吉住)	(3) ごみ焼却施設の候補地の選定について説明(資料 17) ①選定についての条件を新たに追加すること。 ②候補地周辺の空地状況を再度調査して、拡大可能な範囲を黄色で表示。 ③東部地域の方で、絞り込む条件として、国道、県道並びに都市計画道路等で幹線道路より両サイド 500m の範囲を表示。 ④敷地造成の関係で、現況勾配が急傾斜地で、敷地造成が不可能と考えられる区域について桃色で表示。 ⑤住宅地群の整理。候補地から 300m の範囲において住宅地を赤色で表示。
田中(啓)委員	● 今ご説明のあった候補地を、今後どの程度絞るかということに関しては、あまり絞りこみすぎずに、一つは地元に対して意見を聞くということと、一つは全市民に広くホームページに出すなどして意見を聞いていくと、二つが必要だと思います。ただ今の候補地から全く絞り込まないのかというと、例

	えば①のところ、①－１はドーナツ型で、ある意味とりようがない所。①－２のところは、住宅が中に密集している所。①－３は 10 ヘクタールはとれない所ということで、×点かなという印象を持ちました。②も 10 ヘクタールとれてませんので、これも×点かなと。③－１は 1.5 ヘクタールしかなく、拡大は不可能なんで×点かなと。④－１も④－２も拡大ができずに 10 ヘクタール取られてませんから×点かなと。⑤－３も結局拡大ができずに×点かなと。⑤´－１とか⑤´－５というの、10 ヘクタールなってませんから×ではないだろうか。⑥から⑫は、地図上でそれぞれ取れてますので、×点はないんじゃないかと思う。10 ヘクタールがどうしても拡大してもとれない部分は、ある意味×点として除いてもいいのかなと思いました。それを除いてもかなりたくさんありますので、あとは絞らずに、全市的な意見と地元の意見両方を聞いていくということでいいんじゃないかという意見です。
郡寫委員長	● 田中委員から、これを中間報告の形で市民に、我々の今審議をしている経過を説明する際に、全市的な意見、あるいは地元の意見を聞く中で、10 ヘクタールを取れない所は少しオミットをして、それ以外残しながら、全市的な意見、地元の意見を中心にしながらお伺いするという形の方向性を示唆して頂きましたけれども。
四元委員	● 今は空地の問題だけしてますけども、標高というのは、住民に対する害とかは、全く問題ないんですか。選定されてる大きなところはほとんど盆地のようなところだと思います。そういうような要素が必要なのかどうか。
郡寫委員長	● 特に盆地になると、風の向きとかいう形が、絞ったけれども、風がという配慮をそれはいつ頃するのか。
事務局(吉住)	● 今のご質問なんですけれども、基本的には二次選定の中では、そこまでは考慮は入れてはおりません。基本的には環境影響評価、この中で対応させて頂いて、ある程度場所を選定しての環境アセスという形になろうかと考えております。
森住委員	● ①－１のドーナツ状の未利用地で、この持主の方が買って欲しい希望が仮にあるとすれば、手続き的に生駒市の方に入ると何か難しいことがあるのかないのか、教えてもらいたいと思います。もう一点は、③番と⑤番で拡大はできましたけども、どういう理由でできたのかの説明を教えてもらいたいです。
事務局(吉住)	● 基本的に奈良市の清掃工場ですので、大前提は市域の中で検討するのが一番になろうかなと思います。基本は奈良市域の中で候補地を選定したいということで拡大不可能という形で整理させて頂いています。
郡寫委員長	● 生駒市と奈良市が一緒の形の衛生共同組合の形で処理するというような可能性から言えば、そこは全くアウトですか。
事務局(吉住)	● この場所につきましては、等高線が非常に厳しい中で、下に国道が走っていますが、非常に高低差があるものですので、拡大というのは、難しいかなと

森住委員	思われる区域であります。 ● 要するに基本方針としまして、市の中に作った方が住民の方の理解が得られやすい。そういう理屈ですね。
事務局(吉住)	● そういうことです。
事務局(吉住)	● ③－④の話なんですけれども、基本的に国土地理院の地形図を見て道路界と表示されてるところで 10 ヘクタールを切ってるものですので、こういう形で前回整理させて頂いたということです。ただ区域をまたがって施設整備もあろうかなということで、今回見直した中で黄色の部分を拡大させて頂いたという経緯です。⑤番につきましても、市道とか道路を無視して、地形的に検討して黄色の区域を拡大させて頂いている。
A 委員	この⑤について、この緑色の部分が農振・農用地の区域に指定されている区域であります。農振・農用地につきましても、将来ごみ焼却施設が都市計画決定された場合は解除もあり得るということで、候補地から外す条件にしております。農振・農用地を外した面積。この部分が〓（ダッシュ）がついた面積で表示させて頂いています。 ● 図面の⑥番なんですけど、その中で公社有地、あるいは私有地 36.6 ヘクタールあるんですけども、保安林と急傾斜地が入っているという説明なんですけど、奈良市さんが、住宅用地として先行取得され、開発を前提にして取得された土地が、何か開発ができないよというご説明を市民には理解できない。もう少し具体的に図面なりで説明頂かないと、皆さん混乱してしまうんじゃないかということを奇異します。
事務局(吉住)	● このハッチがかかっているところの区域が基本的に 29 ヘクタール近くございまして、積水の工場移転用地として朱雀大路の復元等の関係で、ここに移転するという形で、奈良市の方で用地買収させて頂いた経緯がございます。保安林に指定されてる部分の造成にあたりましては、保安林の解除という形で当時の宅地造成課が県並びに国と調整され、保安林解除の大臣認可も頂いたと聞いております。仮に清掃工場を保安林へ持っていくということになれば、改めて保安林解除の申請を宅地の造成計画も含めて協議しなければならないのではというお話を、担当部局の方で聞かせて頂いて、基本的には以前で許可頂いたのは工場の造成ということですので、新しいごみ焼却施設の造成になれば、基本的に一から協議し直しとしないといけないのではというところまでは、確認させて頂いております。
A 委員	● それからピンク系があるんですけども、少しダブってるところですね。公有地に、国道の上側、ここも教えてください。
事務局(吉住)	● ここは基本的に、等高線から読ませて頂いて、不可能に近いという整理をさせて頂いております。当初は積水の工場を全て移転するために必要な面積で、対応されてた経緯もございまして、この部分の造成計画については、今現在確認はさせて頂いてません。

	私どもは京都府の土地を侵さないで急傾斜地という整理をしますので、仮に京都府を一部フラットにすることによって、この土地利用は可能になってようかなと思います。
A 委員	● その辺が、面積あるいは図面上で、どういう指定がされて、どういう形になっているのかということを教えて頂きたいなと思ってます。もう一つ、地域指定の急傾斜地というのがありますね。例えば五カ谷の最終処分場に急傾斜地というのがございますね。国土利用計画上の急傾斜地だから、ここはいじっちゃいけないよという指定区域が急傾斜地なんです。今おっしゃってるのは、1 対 2 とか、直角に測ったらそうだという、急傾斜地とこれは混乱しないようにしてほしいんです。
事務局(吉住)	● 一番その言葉が判り安いかなと思って、そういう整理をさせて頂いた。
A 委員	● これから、おそらく皆さん疑問をもたれますので、シビアに違った形のものだということを、はっきり明記頂きたいと思います。
郡 郷委員長	● ここの考え方については最初に明記されてますので、ちょっと注釈を入れて頂いた方がいいかもしれませんね。このままの形で候補地としてやるのか、ある程度初めから 10 ヘクタール確保できないとか除いた形で、我々の二次的な選考を終わるのか。そこについてご意見等頂けたらと思います。
四元委員	● ⑥番の土地ですね、もうちょっと細かく精査する必要があるんじゃないかと思いますけれども。
事務局(吉住)	● 候補地としての視察では、ここは説明させて頂いた場所でありまして。委員さんにグラウンド並びに一部アーチェリー場として利用されているフラットな部分についても現場の説明をさせて頂きました。基本的に奈良市の宅地造成事業並びに公社が持つて土地ですと云う話も現場で説明させて頂いた経緯がございます。
郡 郷委員長	● 田中委員の一つのご意見に対しまして、もう少しですねご意見を頂かないと、絞った形ですのかどうかというのがありますね。
佐藤委員	● 田中啓義さんとはほぼ同じなんですが、ちょっと絞りすぎてるのかなという気もするんですが。今の段階ではそう絞り込まない方がいいのではないのかなと。基本的にはほぼ今のようところで、これは積み上げてきた作業は、非常に適切な絞りをかけてきたところで一定のものが出てきたので、こういう経過を正確に市民に知らせて、市民からこういう考え方で我々やってきたよと、それについてどうですかと。一般市民に呼びかけるのと同時に、現段階で、最終候補じゃない、第一段階の候補ですけども、そういうところについて自治会などにお知らせをして、ご意見を上げて頂くと。当然反対だっと思えるんですが、なぜ反対なのかということ、そろそろ出して頂く作業に進めていく中で優劣とか出てきて、ある程度集約されていくという作業になるのじゃないのかなと。あまり今の段階では絞らずに出して行ったらどうなのかなというように思います。

田中(啓)委員	● 10 ヘクタールが必要だっという前提に立ってるのであれば、なんで 5 ヘクタールとか 3 ヘクタールのところを選ぶのかっというのが却って市民に判りにくい。先程のドーナツ状のところは、形式的にも一応 10.76 ヘクタールになってますので、外すと却って、他の要素が入ってるんで、外さない方がいいのかもしれませんが、数字上で1桁になってるのは、形式的に外しても、混乱しなくていいのかなと思って。私勘定すると 13、14 ありますしね。数字上でそうであれば、10 ヘクタール必要だっという前提があるならばね。そうした方が混乱がないんじゃないかなと思います。
阪本委員	● 前回の資料の 8 頁なんですけども、ごみ焼却施設の建替用地、これが大体 3 ヘクタール弱を想定なさってる。仮に、10 ヘクタール位、内訳はこうこうです。最終的にいくつ位に絞りこんで、地元の住民にも知らせということなんですけどね、私がその当該地区の住人だと、将来ここで建替えも考えてるのかと。地元住民としては非常に受け入れ難い要素になるんじゃないかと。持って行った先の住民さんからすると、これはちょっといかなもんかなとなると、10 ヘクタールに拘わらなくて、7 ないし 8 位でも可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。
田中(幹)委員	● 要するに中間報告の書き方なんですよ。どこまで絞って書くと、住民に対する反響を考えた上で、教えるべきですね。住民の説明のためには、これはここまでとっておるんだとか、これはこういうデメリットはあるけれども、ということさをさりげなく、まとめてしまった方がいいんじゃないかなと思います。反応は、僕は大変だと思いますよ、これ報告したら。今度は鵜の目鷹の目になる訳ですよ。 それと先程の⑥の土地、これはまさに鵜の目鷹の目なんですよ。この土地は、一奈良市民として考えれば、非常に不愉快な土地なんですよ。おそらく市民は、そこへ持って行ったらいいんじゃないかという意見がどんと出ますよ。とすれば、あそこはどうだかと他と比較してみるとね、あそこはどうだかと云うことになりますのでね、本委員会としては。恐らく市民は、⑥の土地をあれこれいうと思いますけれどね。これもパラレルに列举できるような工夫をしてもらいたいと思います。
田中(啓)委員	● 私、10 ヘクタールの根拠を見て、確認しまして、10 にこだわることはない。それともう一点なんですけど、⑥番の土地といったときに、あそこからもっと奥の方にもある訳なんです。土砂が積み上げられてるような、すでに自然が破壊されてるような土地もある。一つの考え方によっては、すでに破壊されてるところを創出するという考え方もあると思うんです。⑥だけまとまってしまってるんですが、桃色の傾斜地によって、分断もされてますので、名称というか、枝番をつけてもいいような土地になってるんじゃないかなと思うんですけど。どうなんでしょうか。
事務局(吉住)	● まず一点は建替用地の話なんですけれども、基本的にごみ焼却施設という

	ことで、都市計画の運用指針という資料がございまして、建替用地も一緒に確保しておいたほうが将来的にいいというふうに表現されておって、今回入れさせて頂いてます。
コンサル(館田)	● 補足説明させて頂きます。今の⑥番のところなんですけども、ここつながっているような状況でずっと白かったというのが今までの絵なんです、今回の委員会において、急傾斜地の形状が概ねこれでいいんじゃないかということであれば、今回の委員会で逆にそこを決めて頂きたいところではあるとご理解頂けたらと思います。
郡寫委員長	● 問題ないじゃないですか。そうすると、枝番でやってもらっても、一応我々の条件満たしている訳ですからね。 そうすると、10ヘクタールじゃないとだめだということか。事務局のご意見と、皆様方のご意見を頂きたいと思います。
事務局(吉住)	● 事務局としては、基本的に将来も含めて、できたら建替用地も合せて今回候補地選定して頂ければと考えております。
田中(啓)委員	● 要するに建替を含めて考えるかというのは、一つの価値判断になってしまうと思うんです。価値判断は今のところペンディングしておいて、必要最小限度やるという意味では、4ヘクタール、5ヘクタールのところも入れておくべきだと私は思いました。
森住委員	● おのおのについて、文章で説明して、これはあかんでということが、この説明からでは判らないんですよ。 例えば③-1でいいますと、二つの大きな境界があって、真ん中白くなってますね。上のラインがなんでこうつけられたのか。この学校があるからあかんねんどとか、そういうふうな文章を作って頂いた上で、それで5ヘクタール未満は少なくともこれは無理だと判りますから、そういうところは省いてもいいんじゃないかと思います。もう一つは、省くとかえって杓子定規だという批判が返ってきそうなのが、④-2です。杓子定規に線引きすぎやと、というような批判が返ってきます、そういう意味で杓子定規に10を切るかどうかで線引きせん方がいいと思います。アバウトで、市民の方が見た場合に、当然私でも省くわ。そういうふうなことが判るような判定をして頂いた上で、出して頂いたらもっと判るのやないかと思います。
郡寫委員長	● 判りました。少し幅を持たしてという形からいうと10ヘクタールにこだわらないで、確実にそういう面ではとれない。最低限どこにするか。はぶける場所があるかどうかですね。その作業、もう一回やる。それとも事務局に任せて、もう一回その(案)で、これを市民に対して出しましょうという形の案で。
森住委員	● 起草案は、委員会作った方がいいんじゃないですか。 事務局で作ってもらったらいいいんですよ。
郡寫委員長	● 原案だけは作ってもらって、委員長、副委員長に見せて頂くような形で、

	ある程度ご意見もうして、これだったらっていう形で、最終的に文言を修正して、委員会の名前で出す。 そしたら、次のときまでに事務局で作業してもらって、皆様方の意見頂きましょうか、送ってもらって。今言ったようにこの原案に基づいて、ある程度もう少し10ヘクターにこだわらないで、幅をもたせるということ。但し、あきらかにもうだめだということだけを、理由をきちっとした上で作って頂く。それを23日までの前に委員の皆様を送って、意見を頂いて、23日に確認するという形ですね。次の9月位に中間報告の最終的な原案は、そこで確認した上で、それを文章にして判りやすく経緯も含め、9月頃に中間報告として最終的な案にする。
佐藤委員	● 今、委員長がまとめられたような作業して頂いて、各委員に配って、次の会議では確定すると。あと細かいニュアンス表現とかは、委員長に一任位の形にする位のペースでやって頂けたらと思います。
郡寫委員長 事務局(吉住)	● これはもう事務局が作業できるかどうかの話です。 ● 一つの案として、今日資料17でお示しさせて頂いた形の中で、基本的に事務局案として、ここは○でここは×です。×の理由は、こういう理由で難しいですよという形で、整理させて頂いて、委員の皆様を送らせて頂く。
郡寫委員長 事務局(吉住)	● そしたら、事務局はこう云っているけども、私がみた感じから云うと、これはちょっとあかん、理由はこうですと入れて頂いて、それを次回の中で、出して頂いて、みんなで精査をするという形の作業をすればいい話ですね。 ● 中間報告につきましては、今までの資料の積み上げの抜粋版を精査して、整理したいと思っております。広域候補地選定までは、20ページ位で整理させて頂いており、今回狭域候補地の選定につきましては、結果を一番最後の資料として整理したいということで、その条件を一番最後の二次選定の最終決定の資料として付け、中間報告の資料にと考えております。次回は中間報告(案)として、出させて頂けるのかなと考えています。
郡寫委員長 事務局(吉住)	● その場合、中間報告というのは、市民向けですから、判りやすく書いて貰わないといけませんよ。判りやすく書かなくちゃいけないという作業が、もう一つ入りますから、それまで作業できるのであれば。 ● 今は、市民向け中間報告という整理は、考えていなかったんですけども。市民向けの広報用の資料作成までは、ちょっと難しいかなと思うんですけども。
郡寫委員長	● 判りました。7月はそこまでの、作業ということで、市民向けというのは、次の次回という形で。
吉田委員	● 次回はまず叩き台のような形で、最終的には、市民向けというのは、目指して頂きたい。我々が報告するのは、市長であつたり、市民の方には報告の義務があると思うので、最終的にはそういうのが出来た段階で、お知らせをすることになるので、それに対して市民からの意見の公募も、セットで出し

郡寫委員長	て頂きたいと思います。 ● 我々が中間報告するときに市長宛に、広く市民及び候補地になってるところの地元の意見を徴収して頂ければ、それが中間報告と我々の提言だと思っていますので、是非ともやってほしいという形でいっしょにつなげたいと思います。
國領委員 郡寫委員長	● 三次選定というのどうなりますか。 ● 二次選定までやった上で、広く市民の意見を聞いて、我々の方向性が間違ってるか間違っていないか、確認をする。そしてまた新しい考えが出てきて、改めて、市民に確認をしながら、三次選定の方向へ入っていく。
國領委員 郡寫委員長	● 期日の心配が、実は出てきてるので。 ● それは仕方ない話でね、我々はそういう面ではいたずらに長引かしてる訳じゃなく、民主的な手続きのもとにおいてやっていってる。
佐藤委員	● やはり委員長の言われるように、事務局サイドとすれば、今日の議論を踏まえて事務局試案を第二次選定の試案をまとめて、併せて中間報告の原案をまとめることは不可能でないということ言った訳ですが、委員長の方で、それは市民が読んで理解出来るようなものを取りまとめられるのですかという議論で、ちょっと難しいと、やっぱりそれは次々回だろうというように、まとめられたのは、私は適切じゃないかなと。急ぎたいんですが、中途半端なものを出して批判を受けるよりは、きちっと積み上げて、自信を持って市民の皆さんに、中身の点理解頂いて、十分に意見頂けるようなものを、ここでとりまとめる。今あまりここで焦ると、かえって全体遅れるような気がしますので、今日のこの最後の方の議論は、かなり具体的になってきましたから、7月までに何をやる。次に何をやるということで委員長がだいたいとりまとめたような方向でいいんじゃないのかなと私は思います。
A 委員	● 私ちょっと違った立場から、建替用地の件です。建替用地を20年先、今から焼却用地を前提に奈良市が、施設をエリアを確保するというのは、僕は時代遅れだと思うのです。こんな考え方を市民派の皆さんはおそらく理解しないと思います。こんな計画を継続して奈良市の清掃工場がですね、永遠に残るように施設を造るような考え方がどうも、皮肉にとられると思います。やるべきじゃないと思います。
郡寫委員長	● やはり基本計画もあることですし、その中で、明確にビジョンとして持っておくというのは必要だろうと思います。そして、できるだけ清掃工場も長引かせるような形のメンテナンスをやっていく。今から建て替えというのは、スクラップアンドビルドというのは、あんまり今からの時代に合わない。おそらく誰がみても今の財政状況では、続かないというのは、はっきりしてる訳で、それが将来に向けて清掃工場が奈良の清掃局が、長期的な見通しの中で評価されてくる行政だろうと思います。
森住委員	● 今の議論非常にいい議論やと思いますけども、早めるためにも、起草委員会

	を作った方がいいと思います。有志の方が入られて、事務局とそこで摺り合わせしといたら、国がどうかとか念頭に常にありますから、市民からみて、そんな焼却工場なんて日本では、世界で1番たくさんあんなねんからと、そういう根本的な批判受ける訳ですよ。そういう意味で、その発想は変われへんと思いますからね。
郡寫委員長	● 中間報告のまとめたものを次回の7月にやって、それを9月に向けて、やる場合には、有志の方を募ってやってもらうということを9月にしましょうか。
田中(啓)委員	● 國領委員からの心配の話が出たんで、一応20年3月末が目標となっています。9月までは今だいたい決まってるんですが、次回に、以降11、1、3月これをどういうふうに使っていくのか、手続きの段取りも計画して頂いたら國領委員の言われた不安が解消できるのじゃないかと、それもやって頂きたいと思います。
郡寫委員長	● そしたら、そののとも併せて、事務局行程表みたいな形で、ここまでやっていこうという、20年3月までの、行程表作って頂いて、もう一つ次回に出して頂けたらと思いますけども。よろしゅうございますか。
事務局（仲） コンサル(館田)	● できるだけ努力します。 ● 作業に当たって一点だけ確認させて頂きたいのですが、本日赤い点で、記してる住宅地群について、最終の報告として載せるか載せないかというところの判断だけは、今日の議論の中では、触れられてる状況にないいうか、特に今載せてる必要がない状況に今陥ってますので、そのの所の方向性だけは確認させて頂けたらありがたいなと思うんですけども。
三浦委員	● ずっと今、心のどっかに引っかかってたんですが、左京から移転を求めたときに、住宅地に近接しすぎやということを、第1の移転の理由にさして頂いてるんです。私どもはやはり住宅密集地に近接した清掃工場は、左京の住民としては、移転してもうれしくないなという気がしますから、赤いところで、囲まれてるところについては、市民の皆さんに提示する段階では、外して頂きたいなと思うんですが。
コンサル(館田)	● 今の絵ですと空地から300メートルの範囲に家があるかないかというのを示してる状況です。要は空地に対して近接してる住宅があるかということを示している状況にあります。現段階の中間報告で、ある程度絞らないというご意見ありましたので、住宅地群の距離だとか、じゃどれくらいの家があったらという議論がない中で載せとくのは、ちょっと難しいんじゃないかと考えてるんですけども。 実際最終的には、三次選定である程度土地絞っていく段階で、評価は出来ると思うんです。今の議論の中で載せる載せないといったときに、中間報告で扱いづらい絵になるかなと考えますので。
森住委員	● どっから線引きするべきかいうときに、緩衝緑地帯設ける訳です、そばか

郡鴫委員長	ら見ると公園的に見えますね、300メートルという論理はですね、安全性も含めて、説得力ありますけども、敷地境界から300メートルというと、特に東京等のような所では建てられなくなりますから、今回はその所を基本的には、住宅地から300メートルというのは、要件に入れてませんからね、ここで新たにそこへ載せるのは、やっぱりまずいと思います。 ● 判りました。おそらく最終的には判りませんが、皆様方の良識的な判断して頂けると思ってるんですけども。次回は今日の御議論頂いたという形で、7月23日18時よりの開催は決まっておりますので、次の9月の方を決めさせて頂きたいと思います。9月の26日のですね18時からということで、よろしくお願いしたいと思います。
事務局(田中)	● 次回7月23日午後6時からお願い申し上げます。

【決定事項】

* 狭域候補地区の選定について

- ・事務局の方で各地区について候補地から削除するか残すかの検討を行い、検討結果の理由を記載し、事務局（案）として○×により整理する。この資料を、各委員に事前に送り、委員の意見を集約した資料整理を行い、次回の策定委員会に提案すること。
- ・施設建設に必要な敷地面積としては、当初の約10ヘクタール以上の面積から、約6～7ヘクタール以上の敷地が確保できる面積として整理する。
- ・住宅地群の取り扱いについては、検討事項から除外して整理し、三次選定で検討する。
- ・地図番号⑥以降に掲載している急傾斜地の表示については、名称の修正を行う。

* 中間報告の作成について

- ・市民に広報することから、市民が判りやすい資料として整理することが重要であり、7月に案を作成検討し、9月の策定委員会での決定に向けて作業する。